

平成31年海津市議会第1回定例会

◎議事日程(第3号)

平成31年3月18日(月曜日)午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

◎出席議員(15名)

1番	里 雄 淳 意 君	2番	二ノ宮 一 貴 君
3番	松 岡 唯 史 君	4番	松 田 芳 明 君
5番	浅 井 まゆみ 君	6番	伊 藤 誠 君
7番	橋 本 武 夫 君	8番	飯 田 洋 君
9番	伊 藤 久 恵 君	10番	六 鹿 正 規 君
11番	藤 田 敏 彦 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	赤 尾 俊 春 君		

◎欠席議員(なし)

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	福 田 政 春 君
教 育 長	中 野 昇 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	中 島 哲 之 君
市民環境部長	寺 村 典 久 君	健康福祉部長	近 藤 敏 弘 君

健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務局長	加 賀 慎 治 君	産業経済部長	林 真 治 君
建設水道部長	菱 田 一 義 君	危機管理局 危機管理監 監察室長	白 木 法 久 君
教育委員会 事務局局長	伊 藤 一 人 君	会計管理者	長谷川 誠 君
監査委員事務局 公平委員会 事務局書記長	神 田 勝 広 君	農業委員会 事務局局長	石 原 敏 彦 君
消 防 長	伊 藤 定 巳 君	総務部総務課長 選挙管理委員会 事務局書記次長	近 藤 康 成 君
総 務 部 企画財政課長	近 藤 三喜夫 君	健康福祉部 健康課長	高 木 千 春 君
産業経済部 農林振興課長	河 合 敏 明 君	産業経済部 商工観光課 企業誘致担当課長	菱 田 登 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	伊 藤 尚 幸	議会事務局 議会総務課長 議会調査係長	米 山 一 雄
議会議務局 議事総務課 議事係	渡 辺 美 香		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番 里雄淳意君、2番 二ノ宮一貴君を指名します。

◎一般質問

○議長（赤尾俊春君） 日程第2、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条のただし書き及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は、初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解を願います。

◇ 松 田 芳 明 君

○議長（赤尾俊春君） 最初に、4番 松田芳明君の質問を許可します。

松田芳明君。

[4番 松田芳明君 質問席へ]

○4番（松田芳明君） それでは、いつものように、一市民の目線で3つの質問をさせていただきます。

1つ目、市内の文化・スポーツ施設等の利用料金の値上げについて、質問相手は市長です。

2つ目、昨年開設された海津市総合観光案内所の活用について、質問相手は市長です。

3つ目、不登校児童・生徒の実態について、質問相手は教育長です。

では、質問内容に入ります。

1つ目の質問、2014年の消費税増税に際し、市内の公民館等の文化施設、テニスコート等のスポーツ施設等の利用料金の見直しが実施され、多くの施設利用料が値上げとなりました。ことし10月に消費税が10%に上げられることが予定されていますが、それに伴って、今回も市の施設利用料を値上げする方針でしょうか。

以下の4点について市長の説明を求めます。

1. 施設利用料が設定されている市内の施設は幾つあるのか。また、その中で、今回、施設利用料の値上げを検討している施設にはどのようなものがあるのか。また、年度途中の値上げは利用者の混乱を招くと予想されるが、値上げの時期はいつを予定しているのか。

2. 昨年4月に値上げされたばかりの水道料金も上げられるのではないかと危惧するところであるが、いかがか。

3. そもそも海津市では各施設の利用料金をどのような根拠で設定しているのかという素朴な市民の声を聞くが、市のテニスコートの利用料金を一例にして、具体的に料金設定の根拠を説明してほしい。

4. 文化施設、スポーツ施設等の利用料金には減免制度があるが、市が補助金を出している団体がそれらの施設を利用するときに、減免100%という例もある。同じ市民でありながら、同じ施設を利用するのに、補助金も受けず、満額利用料金を支払っている場合があるのはいかにも不合理ではないかという市民の声があるが、どう考えているのか。

2つ目の質問です。

市長は、よく観光に力を入れると述べられています。そして、昨年、お千代保稲荷の東に海津市総合観光案内所を設置されました。その観光案内所を有効に活用することが重要だと多くの市民も考えています。

そこで、次の2点の説明を市長に求めます。

1. 海津市総合観光案内所を設置された目的、活用方法は。

2. 案内所が設置されて約1年になるが、この1年の成果は、また2年目を迎えるに当たっての展望は。

3つ目の質問です。

全国的に少子化の中、不登校児童・生徒の数が新聞等で問題になっていますが、海津市の実態について、教育長に次の3点の説明を求めます。

1. 不登校児童・生徒の定義と、ここ10年の市全体での不登校児童の数と不登校生徒の数、また全児童・全生徒数に対する割合は。

2. 不登校になる理由は個々に異なり、単純な解決策はないと思うが、市内の小・中学校ではどのように対処されているのか。

3. 不登校の問題も含め、最近では担任、学校だけでは対応できない問題も発生していることもあり、スクールロイヤー制を活用している市町もあると聞くが、海津市でも検討されているのか。

以上、3つの質問にお答え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

最初に、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松田芳明議員の1点目の市内の文化・スポーツ施設等の利用料金の値上げについての御質問にお答えします。

1つ目の施設利用料が設定されている市内の施設は幾つあるのか、値上げを検討している施設はどのようなものがあるのかにつきましては、小・中学校の体育施設や指定管理を導入しておりますスポーツ施設、文化振興施設及び社会福祉施設などを含めると、現在、57の施設があり、その施設全てに消費税率の引き上げ分を転嫁することとなります。

これは、消費税率が平成26年4月1日より8%に引き上げられることとなった際、平成25年12月4日付の「消費税率の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応について」の通知文書の中で、公の施設の使用料については、消費税率引き上げに伴い、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、使用料の改定に係る条例改正等の措置を講じられたいこととあり、平成25年12月16日に地方財政審議会から総務大臣に対して提出された「今後目指すべき地方財政の姿と平成26年度の地方財政への対応についての意見」の中でも、各地方自治体は、公共料金等の改定において消費税の円滑かつ適切な転嫁を基本として対処すると申し添えられていることから、今回の消費税増税時にも同様の対応が求められるものであるためです。

使用料金改定に伴う時期につきましては、消費税率の引き上げが本年10月と予定されており、そのタイミングに合わせることとなりますが、利用者の混乱などを招かぬよう、事前周知の徹底を図りながら進めていく予定であります。

2つ目の昨年4月に値上げされたばかりの水道料金も上げられるのではないかと危惧するところであるが、いかがかにつきましては、水道事業におきましても消費税法の適用を受け、円滑かつ適正に転嫁させていただくこととなります。

消費税を除いた水道料金は、市民の皆様の御理解のもと、平成30年度の1期分から改定させていただいておりますので、現状では改定する予定はございませんが、平成29年3月15日付、市水道料金等審議会の答申に基づいて、5年をめどに審議会を開催し、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえ、料金体系を検証してまいりたいと考えています。

3つ目のテニスコートの具体的に料金設定の根拠を説明してほしいにつきましては、本市では、行政ニーズの高度化・多様化する中で利用者がどこまで負担すべきか、合理的な受益者負担を示すガイドラインである「公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針」を平成27年1月に定めております。

この方針では、受益者負担の原則、算出方法の明確化、減免基準の統一化の3つの基本方針としており、最初に述べました57の施設利用料につきましても、この基本方針に沿って平

成29年4月1日に見直しを行い、現在に至っております。

また、この基本方針では、使用料の算出方法として標準的な算出方法の基本ルールを定めておりますが、実際の使用料の算出に当たっては、稼働率や類似施設とのバランスなど、施設の実情等も考慮して算出しております。

なお、料金改定に当たっては、急激な利用者の負担増を抑制するため、それまでの使用料の2倍を限度として、20から100%の増額上限率を定めて激変緩和措置を講じております。

御質問にありますテニスコートの使用料の算出につきましては、維持管理費、人件費、減価償却費をそれぞれ求め、維持管理費は、維持管理に係る経費の3カ年の平均値を利用実績時間数で除し、1時間当たりの経費を算出しております。なお、利用実績時間数とは、個人、団体より申請されました数字を使用しております。

人件費につきましては、同じくテニスコートの維持管理等を含めて仕事にかかわった職員の3カ年平均値を年間開館時間で除した数値を1時間当たりの経費として算出しております。なお、年間開館時間は、年末年始の6日間を除く359日に、利用時間午前8時30分から午後9時30分までの利用可能時間13時間を乗じた数値として算出しております。

減価償却費につきましては、テニスコートの取得価格を耐用年数で除した金額をもとに1時間当たりの金額を算出しております。

以上の計算により求めた、それぞれの数値の合計額に基本方針で定めた性質別分類及び受益者の負担割合から算出した負担率50%を乗じて求めた額に激変緩和措置を講じたものが1時間当たり2面640円となり、現在の使用料としております。

なお、公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針では、施設利用者の基準の運用について、使用料の改定は、社会情勢の変化に合わせて適宜行います。また、現行の使用料が適正か否かの検証を5年ごとに行い、必要であれば改定を行いますとしておりますので、2020年度に施設使用料が適正かどうかの検証を行う予定としております。

4つ目の補助金を出している団体で100%減免を受けている例があるのに、補助金を受けず満額利用料金を支払っている場合があるのはいかにも不合理ではないかにつきましては、公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針では、減免制度の基本的な考え方として、公平性・公正性を確保する観点から、できるだけ全施設で共通した対応になるよう基準の統一化を図るとともに、施設の設置目的や特性に応じた運用を行うこととしております。

その中で免除の基準は、1. 市、あるいは行政委員会、附属機関を含みますが、主催するとき、2. 市内の公共的団体が行政活動の協力目的で利用するとき、3. 市長が必要と認めるときとしております。

また、減額の基準としては、市が共催するとき、市長が必要と認めるときとしております。なお、市長が認めるときの適用については想定外の事態などに対応するためのものであり、

その適用については十分な検討を行い、基準を明確化した上で適用することとしております。

社会教育施設及び社会体育施設についてもこの基準を適用しており、また子どもたちが主体的な活動を通じて協調性や創造性などを育み、人間性豊かな社会人として成長することを願っておりますことから、子ども会やスポーツ少年団等の児童・生徒が利用する場合にも免除を適用しております。

また、スポーツを初め社会教育、芸術文化及び社会福祉の普及の観点から、個人とは区別して各種社会教育団体や市体育協会などについても、基本的に減額を適用しております。

ただし、今後につきましては、修繕費や維持管理費に係る本市の実情を踏まえ、近隣市町の減免状況や社会情勢の変化も考慮しつつ、減免条件につきましては検討してまいりたいと考えております。

2点目の昨年開設された海津市総合観光案内所の活用についての御質問にお答えします。

1つ目の海津市総合観光案内所を設置された目的、活用方法につきましては、議員御承知のとおり、本市には多くの多様な観光資源が存在しており、県が発表しております平成29年度の県内観光ランキングでは、千代保稲荷神社が第6位、千本松原・国営木曾三川公園が第8位と、ベストテンに本市から2施設が入っており、多くの観光客でにぎわっています。

しかし、各資源が市内各地に分散しており、広域的に「点」に当たるこれら資源を周遊観光ルートという線でつなぐためには、市内の観光情報を集中して発信する情報発信拠点の整備が急務でありましたが、市観光協会、地元諸団体等の協力のもと、平成30年4月に待望の市総合観光案内所が千代保稲荷神社の東口大鳥居前にオープンすることができました。

議員仰せのとおり、本市の豊かな観光資源を最大限に活用し、本市が目指す市内滞在型・周遊観光ルート確立の実現のためには、この観光案内所を有効に活用することが重要であると認識しております。

観光案内所の活用につきましては、市観光協会と管理協定を結び、各種観光・イベント・グルメ情報の収集はもちろん、電話での問い合わせ、案内所を訪れる多くの観光客の皆さんに市の魅力を発信しております。

観光案内所につきましては、観光案内を5月から11月の日曜日と、月越し参りのある毎月末や正月期間は2名体制で、それ以外は1名体制としております。開所時間は午前10時から午後3時までとし、毎月末は午後6時から翌日午前0時まで、正月の参拝客が多い期間中は午前10時から午後5時までとし、お客様のニーズに対応した運営体制としております。

2つ目の案内所が設置されて約1年になるが、この1年の成果は、また2年目を迎えるに当たっての展望はにつきましては、この1年の成果ですが、案内所への来所は、オープン当初4月には約500件、現在は、月平均約400件の問い合わせがあります。その内容は、千代保稲荷神社の案内はもとより、市内の観光情報や道路案内など多岐多様にわたっておりますが、

千代保稲荷神社に訪れる多くの観光客の皆さんに市内の周遊観光を促進しております。

2年目を迎えるに当たっての展望ですが、旅は感動的な体験に満ちている一方、初めて訪れる場所では戸惑うかもしれません。そんなときにもスムーズに動けるよう、より一層の市内の他の観光施設やイベント等への案内、情報提供に努め、市内滞在型周遊の推進を図り、地域経済が活発になっていければと考えております。

また、本市においてもインバウンド観光は重要であり、観光案内所においても外国人観光客を想定した人材育成を図っていきたいと考えております。

本市が魅力ある観光地であることを再認識し、自分の住んでいる地だからこそ知り得る生の情報を提供し、利用者ニーズを把握し、おもてなしの心で本市を訪れる観光客に好印象を持ってもらうことを心がけ、観光による地域のにぎわいと活力向上を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 続きまして、松田芳明議員の3点目、不登校児童・生徒の海津市の実態についての御質問にお答えいたします。

1つ目の不登校児童・生徒の定義と海津市の状況についてですが、文部科学省の調査で用いられております定義、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童・生徒（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）と、これに従って集計をしております。

ここ10年間を概観しますと、小学校合計で各年度4人から15人の間で変動しております。平成29年度は10人、率にしまして0.6%となっております。中学校の合計では、各年度22人から35人の間で変動しており、平成29年度は28人、率にして2.94%でございました。小・中全体で見ますと、平成29年度に38人、1.45%となっており、これは全国の平均1.47%とほぼ同様の値となっております。

2つ目の不登校児童・生徒への学校等での対応についてですが、議員仰せのとおり、その状況は個々によって大きく異なるため、次のような3つの対応方法を軸にしながら、学校を中心にさまざまな支援を行っております。

1つには、主に担任が行う家庭訪問その他の連絡等により、本人、家庭とのつながりを密にしております。学校の様子を伝えること、家庭での様子を聞くこと、双方を大切にしながら、時には学校での学習方法を提案したり、家庭で取り組める課題等を提供したりするなどしております。

2つ目には、多様な学習機会の提供や生活習慣の支援です。学校では、相談室等への登校ができるよう職員が担当できる時間を用意したり、スクール相談員を配置したりしておりま

す。また、教育委員会学校教育課にあります教育研究所内に設置しました適応指導教室への通級でも学習支援等を行っております。

3つ目には、保護者も含めた相談ができる場の紹介です。県から定期的に派遣されるスクールカウンセラーや、社会教育課所属の家庭教育支援員（心理カウンセラー）、また社会福祉課や発達支援センター「くるみ」等の相談窓口など、状況に応じて学校が見つないでおります。

いずれにしても、個々の不登校児童・生徒の状況は多様であり、不登校のきっかけも要因もさまざまであります。個々の状況を十分に把握しながら、より適切な支援ができるよう、さまざまな機関と連携しながら対応を進めてまいります。

3つ目のスクールロイヤーの活用についての検討についてです。

近年、スクールロイヤーを導入する市町村がふえてきており、岐阜県内におきましても、4つの市で導入されていると聞いております。

スクールロイヤーとは、学校でのさまざまな事案の対応に法的な助言ができる弁護士などの法律専門家のことです。導入された市によれば、校長などが対応を検討する際に、法的な配慮事項に関する助言を得ることができ、安心して進めることができたという声が聞かれております。

近年、学校が行うさまざまな活動や管理職の判断には法的な配慮が必要になることがふえてきており、その意味で管理職をサポートとし、ひいては無用なトラブルを未然に防ぐことになる、こういった制度であると考えております。

しかしながら、制度としてはまだ新しく、例えばその契約形態も、教育委員会事務局にほぼ常駐するような形から電話やメールなどでの相談を受ける形までさまざまあります。私ども教育委員会としましては、市の顧問弁護士を活用することで対応しており、直ちにスクールロイヤーの導入は予定しておりませんが、周辺市町の状況や予算の状況も考慮しながら、どのような形でどのような方に依頼するとよいのかなど、引き続き研究してまいり所存であります。

以上、松田芳明議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） どうもありがとうございました。

それでは、1つ目の質問から再質問をお願いいたします。

まず、市長は、57全ての公共の施設で消費税の値上げをすると、それは国からの通知文書があったからとおっしゃったんですが、2月27日の施政方針演説の中で「10月からは消費税

の税率の引き上げが予定されるなど、市民生活への影響が懸念されているところでありま
す」と述べられました。先ほどの答弁にもそのことを一言つけ加えられたんですが、この10
月というのは年度途中なので、先ほどその値上げに関してはタイミングに合わせて事前に周
知徹底を図りということもあったんですが、できましたら来年4月からというようなことで
やっていただけると、市民の皆さんも納得していただけるのではないかと。

先ほどのテニスコートの例を挙げて、各施設の利用料金はどのように設定されているかと
いうことも述べていただきましたが、そういうことを全くというか、ほとんどの市民の方は
わかっていない、理解されていなくて、何でこのお金なんだと。考え方はいろいろあります。
公共のものだからただにしろという考え方もありますし、私はそれとは反対に、利用する者
が払うのは当たり前という考え方ですので、値上げをされても私は何も文句を言わないんで
すが、ただ、その時期とかタイミングとか、そういうことで先ほどの説明があってわかって
いただけるとと思います。私もこの後、どうやってそういう施設の利用料が決まっているかと
いうことを皆様に報告していきたいというふうには思っております。ぜひ、そのいつ上げる
かについてはよくよく検討されてお願いしたいと、それを要望させていただきます。

2つ目に水道料金の話をさせていただきました。水道料金についても、昨年4月から値上
げしたので、今後も5年ごとに審議会を開いてということをおっしゃったんですが、先月の
全協の折に海津市水道事業経営戦略ということで中間報告書をいただきました。その中で所
轄の方から、水道料金水準の見直しということについては、その中の15ページにあるんです
が、今のところ、今後、しばらくの間は水道会計のほうは順調に進むと。しかし、10年ごと
に値上げをしていかなければならないというような予測のプランをいただきました。

そこで、5年ごとに審議会を立ち上げるとおっしゃったんですが、ここ10年は大丈夫だよ
と、市民の皆様一言言っていたいただけるとありがたいんですが、市長、どうでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 施設は、いろいろ経年変化もあります。それから、前から使っていて
修繕しなくてはいけない箇所も相当出てきておりますし、そういったいろんな事情を勘案し
ながら、協議会の中で検討して進めさせていただきたいと思います。できるだけ値上げとい
うふうにはならないように努力してまいりたいと思います。審議することは必要だと考えて
おります。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

今の答弁で、私的にはしばらくは大丈夫だよと。ただ、審議会は5年ごとに開くけど、な
るべく値上げをしないようにということでやっていきたいというふうに解釈しましたが、そ
れでよろしいでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 水道の施設そのものが相当もう古くなってきておりますし、いろんな突発的な事故があるとか、そういったようなときには、これは検討していかななくてはならないだろうと、このように思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

地震が発生したりとか、いろんな状況があるのでなかなか答えにくいところだと思いますが、そのように市民の方も理解されていると思いますので、よろしく願いいたします。

それと、4つ目のところでその減免制度とか、そういうことについて基準があるのでそれに沿ってということでしたが、これは1年前の3月の一般質問で川瀬議員がされたときに、その市長の答弁の中に、各種団体運営に対しての補助金についても、毎年、効率的、公平性、優先性、必要性等をチェックしており、公共施設の使用料見直しについても、社会状況の変化に合わせて公共的か私用的かなどを確認することにしておりますということをおっしゃいました。

また、先ほどの答弁の中で、今後、見直していくというようなこともおっしゃったんですが、ぜひ、これも要望になってしまいますが、いろいろ勘案していただいて、よい方向に、市民の皆様には不公平感がないような、そんなふうにしていただきたいということをお願いいたします。ぜひよろしく願いしたいということで、わかったよと一言お願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、よろしく願いします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） それでは、よろしく願いいたします。

2つ目の質問です。総合観光案内所、市長はこの1年間で何回ぐらい行かれたか、ちょっと教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 東の鳥居のところにありますので、行くたびに寄っておりますが。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） どうもありがとうございます。

行かれて多分気づかれたと思いますが、非常に中に入ってみえる方が多いです。私も3回

ぐらいお邪魔して、1時間弱ぐらいが3回なのでそんなに時間的には多くないんですが、1時間いると、必ず2件、3件の一般の観光客の方もいらっしゃいますし、特にびっくりしたのは、バスのガイドさんとかツアーコンダクターの人が何人来たのでお千代保さんの参道のマップを何枚くれというようなことで見えたんです。そうすると、担当の係の人が、それならちょっとこれもPRしていったらいいよとか、ほかの月見の森とか、いろんなところの資料も渡されているということで、ここは非常に有益だなあということを感じておりますのでこの質問をさせていただきましたが、問題は、その中で、先ほどこの1年の成果で月平均400件の利用があるということで、これも多いので大いに結構なんですけど、観光協会に委託してあるそうなんですけど、その観光協会の方とその総合観光案内所で働かれている方の情報交換とか、その辺が余りできていないということなんですけど、ちょっと観光案内所からは外れますが、観光協会に委託してあるということなので、議長、質問を続けてよろしいでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 関連であれば許可します。

○4番（松田芳明君） じゃあ済みません、議長の許可をいただきましたので、観光協会の今の働いてみえる方の人数というのは何人でしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 専任は1人でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 今、1人という話だったんですが、以前は日日雇用の方もいらして2名体制だったんですが、そこでこの観光案内所で働かれている方から一言言われたのは、観光協会に連絡して、何か至急に資料が要るとか、パンフレットが不足したので持ってきてほしいというようなときに、連絡してもなかなか持ってきてもらえないということで、伺うと、この観光協会に働いてみえる方が1人なので、そこをあけて、そして観光案内所のほうに行くこともなかなかできないというようなことも伺いました。この辺は、私、ちょっとこの観光協会のことに関しては不勉強ですので、とりあえず複数体制にさせていただいたら、もっともっと活用ができるのではないかとことを思うんですが、いかがでしょうか、市長。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 人的に余裕があるなら、ぜひそうお願いしたいんですが、よろしく願いいたします。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） 財政的にも厳しい折なので、いろんところで職員さんを減らしてみえることはわかるんですが、何とかここでうまいこと活用できたら、もっともっと海津市のためになるのではないかと思いますので、ぜひその辺を考慮願いたいということを申し上げて、2つ目の質問を終わります。

3つ目の質問に関してです。先ほど教育長さんの答弁の中で全国平均だというようなことでお話があったんですが、この問題は教員をやっていた者なら誰でもわかるんですが、非常に個々の個別の問題なので、どんな対応がいいかというのはわからないんです。ですから、今、教育長さんの答弁の中で対処としては3つの方法でやっているということで、今後も一人でもそういう子が減るようなことをやっていってほしいなということを思いました。

そこで、最後のところでスクールロイヤー制はどうだという話をしたんですが、これは各市町で取り組んでいるんだけど、難しい話なんです。先ほど教育長さんの答弁の中で、海津市ではスクールロイヤー制はやっていないが、海津市の顧問弁護士にお願いしてやっているようなことをおっしゃいました。ちょっと顧問弁護士とこの教育との関係で、過去に何件ぐらい、こういったことで顧問弁護士さんに依頼をされたり、何かあったか、その件数等がわかっていたら教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 正直、具体的な件数はわかりません。ただ、本年度も1件、顧問弁護士さんに御相談させていただいております。

〔4番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松田芳明君。

○4番（松田芳明君） ありがとうございます。

たびたび弁護士さんに相談するような事案があったら困りますので、少ないのはありがたいんですが。

そんな方法でやっていただくと、先ほど教育長さんもおっしゃっていましたように、教員とか、特に管理職の負担とか、そういうのは減ると思いますので、ぜひこういう活用例もあるということを各校長先生方に周知徹底を願って、何かあったらうまいこと対応してほしいと。

それから、千葉県で悲しい事件がありました。ああいった問題についても、やっぱりそういう法律に詳しい方に相談するというのが大事だと思いますので、これからもそのあたりをやっていってほしいと思います。

最後に1つだけ、ちょっとこれはお願いになってしまうんですが、非常に難しいところなんです。要は義務教育の中学校卒業までは教育委員会関係で掌握している、要するに不登校生徒・児童について数を把握しているんだけど、その後、高校、中学校を卒業すると、こ

れはちょっと教育行政からは外れてしまうので、その後のひきこもり状態になってしまった子について、どこが管轄ということはないんですが、そのあたり福祉面とか、そういうのを配慮して把握されて、そういった子に何か手だてができると、ひきこもりというのはとてもその保護者とか家族の方には大変なことだと思いますので、何かその辺のことを考えていただけるといようなことがあったらありがたいと思います。これは要望だけです。それはなかなか教育行政では難しいということはおかっていますので、よろしくお願ひしたいということをおもちまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで松田芳明君の質問を終わります。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、3番 松岡唯史君の質問を許可します。

松岡唯史君。

〔3番 松岡唯史君 質問席へ〕

○3番（松岡唯史君） 議長にお許しをいただきましたので、駒野工業団地開発事業について質問させていただきたいと思ひます。質問相手は市長です。

パネルを使用させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

1. 駒野工業団地開発事業について。

駒野工業団地開発事業は、平成20年10月16日に本市と岐阜県土地開発公社が基本協定に調印してから10年が経過しております。当初の予定では事業期間は平成23年度までの3年間でしたが、この間、岐阜県土地開発公社事業資金借入金に関する債務保証や、駒野工業団地開発事業の実施に関する基本協定・細目協定の変更を3度行い、また事業費の増大を抑止するために岐阜県土地開発公社に4億円の資金を貸し付けしました。そして、昨年10月11日によろやく開発協議が成立し、現在は仮置き土砂を移動させるとともに、これから本格的に造成工事を進めていくものと認識しております。

こうした中で、私が今回の一般質問にこの事業を取り上げた理由は、ことし1月にある市民の方から、工事区域内で廃棄物が出ているとの情報を写真とともにいただいたことが発端であります。私は、情報提供していただいた市民の方々と現地を視察し、コンクリートがらと思われるものなどの存在を確認してきました。

しかし、一方で、平成26年第4回定例会の一般質問におきまして、六鹿議員が「コンクリートがらなどを完全撤去したのか、またその確認をしたのか」と市長に尋ねられたところ、市長は「全部立ち会いのもとに搬出してあります。その確認をとっておりますので、その心配は要らないというふうにお聞ひしております」と答弁されてあります。

こうしたことから、同事業地域内における廃棄物撤去に関しまして、現実に起こっている

こととこれまでの本市の説明が食い違うのではないであろうかという疑問が生じたため、同事業について一般質問で取り上げさせていただきました。

つきましては、同事業に係る廃棄物撤去及び事業全般に関することを次のとおり7点、市長へお尋ねいたします。

1点目、同事業地域内においてコンクリートがらなどの廃棄物が出てきたことを認識されていますか。また、出てきた廃棄物の種類や量を御説明ください。

2点目、株式会社ロイヤルゴルフ養老のゴルフ練習場工事に当たり、建設廃材（主にコンクリートがら）が搬入、埋め立てされていたことが確認されており、また同社の関係施設が地中に埋設されたままではないかという市民の方からの御指摘もありますが、こうした廃棄物が出た場合、誰の責任となり、誰が費用負担をするのでしょうか。

3点目、今後、さらに廃棄物が出るなど、廃棄物撤去費用がふえた場合も含めまして、当初の計画時よりも事業費が増額したことによって分譲価格が値上がりして買い手がつかないことや、事業費が分譲価格を上回ることも想定されます。造成工事後に買い手がつかない場合、誰の責任となるのかを教えてください。また、本市の負担が発生するのでしょうか。一方、事業費が分譲価格を上回った場合、損失は誰が負担するのかを御説明ください。

なお、同事業における損失の負担に関しましては、平成22年第4回定例会の一般質問におきまして、飯田議員が「公有地の拡大に関する法律第18条第4項と第5項に基づき、損失が生じて市負担はないのか」と質問をされております。この質問に対しまして、当時の産業経済部長は、損失が生じて市負担はない旨の認識を示されております。しかし、ことし2月18日に私が我が党の国会議員事務所を通じまして総務省へこの点を確認したところ、同法の当該する条項は、土地開発公社の財務処理（準備金を持っていないとかならなければならぬとか、損失が生じたときは準備金で処理すること）を規定したものであって、個々の工業団地の分譲に伴う利益・損失まで規定したのではなく、個々の事業の利益・損失は、当事者の契約で決められるものであるという趣旨の回答でした。この回答から、同事業に関する基本協定書及び細目協定書にこの点の取り決めもないので、私は市が負担しなければならないこともあり得るのではないかと考えますが、市長の御認識をお伺いします。

4点目、いまだに事業が完了していない原因は、どこにあると認識されておりますか。

5点目、当初の計画から変更された点、事業内容や期間延長などを改めて教えてください。また、こうした変更によって市はどのくらい負担がふえたのでしょうか。

6点目、今後の事業計画を教えてください。また、来年3月までに事業を完了する見込みはありますか。

7点目、同事業による市への期待する効果を数値で示して説明してください。

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 松岡唯史議員の駒野工業団地開発事業についての質問にお答えします。

1つ目のコンクリートがらなどが出てきたことを認識しているかにつきましては、定期的に職員が造成現場の周辺を踏査しておりますが、これまでコンクリートがら等は特に認められませんでした。

なお、議員仰せの工事区域内でコンクリートがらが出ていることにつきましては、仮置き
の公共残土の中からではなくて、国道258号線沿いの既存樹木の付近にコンクリート製の構
造物が出てきており、土砂が国道敷地側に崩れないように何かの基礎を有効利用した土どめ
的な機能を持たせたもののように見受けられました。

また、3月4日の工業団地の仮置き土砂撤去作業視察の際に、8名の議員の皆様には現地
を確認していただいたところであります。

2つ目の建設廃材やロイヤルゴルフの関係施設が出てきたら、誰の責任となり、誰が処分
の費用を負担するのかにつきましては、平成20年12月9日付で前地権者から撤去作業の完了
報告を受け、同年12月12日に岐阜県土地開発公社と立ち会いのもと、産廃が撤去されてい
ることも確認しております。

なお、前地権者、海津市、岐阜県土地開発公社との間の覚書では、造成工事中に開発事業
の遂行に支障となる廃棄物等が地中から出てきた場合、前地権者は、海津市の指示に従い、
自己の責任と負担により速やかに当該廃棄物を撤去するものとなっております。

また、土地を購入した企業の工事等建築工事中に土地利用に支障となる廃棄物等が地中か
ら発見されたときは、前地権者は、自己の責任と負担により速やかに当該廃棄物を撤去しな
ければならないとなっております。

3つ目の造成工事後、買い手がつかない場合、誰の責任となるかにつきましては、極力全
体事業費を抑えるため、公共残土を流用しながら盛り土材を確保し、工事を進めております
ので、現時点で事業費が分譲価格を上回る想定はしておりません。

また、市の負担は発生するのかについてですが、県公社と本市との間の基本協定によりま
して、事業期間終了後において、なお未分譲地が存するときは、その後に生ずる当該用地に
係る借入金利息相当額を本市が負担することになっており、これが市が果たすべき責任とな
っています。ただし、そうはならないよう、本市が主体となって企業誘致を強力に推進して
まいります。

なお、基本協定に定めのない事項の負担につきましては、岐阜県土地開発公社と協議の上、
定めることになっております。

4つ目のいまだに事業が完了していない原因はどこにあるかにつきましては、幾つか理由

があるかと思えます。

まず、地元土地改良組合との調整不足により開発協議が長期的に停滞したという事情があります。ただし、最終的には和解に至りましたことを大変感謝いたしております。

そのほかには、用地取得に伴う手続の煩雑さが上げられます。未相続の土地の取り扱い、あるいは一村総持ちの土地の取り扱いなど、登記手続を進める上で諸問題が生じ、その対処に予想外の時間を要したという事情があります。

5つ目の当初計画から変更された点はにつきましては、次のとおりです。

事業期間は、事業開始当初は平成20年度から平成23年度でしたが、最終変更後は、平成20年度から平成31年度となりました。

概算事業費は、事業開始当初は約19億円でしたが、最終変更後は約21億円となりました。

工事概要のうち本市の役割は、事業開始当初は上水道事業及び道路舗装工事でしたが、最終変更後は、上水道事業及び道路整備工事となりました。

また、こうした変更により市の負担はふえたのかにつきましては、市が行うべき道路工事の種別を舗装工事から整備工事に切りかえた結果、国の交付金と合併特例債の対象に位置づけることが可能になりましたので、特例債の制度上の措置も考慮に入れますと、最終的な市負担額は、当初の概算事業費よりも削減できるものと見込んでおります。

6つ目の今後の事業計画につきましては、基本的には平成30年11月の全員協議会で御提示した工程表から大きな変更はありません。

また、来年3月までに完了できる見込みはあるかにつきましては、今のところ、事業完了時期の予定も変更はございません。遅延することのないよう、最大限努めてまいりたいと考えております。

7つ目の事業による期待できる効果を数値で示してほしいにつきましては、地元雇用の確保、固定資産税や法人税等の税収の増、周辺地場産業の活性化等、社会的・経済的な効果に大きな期待を寄せるものであります。

ただし、数値による具体的な試算は、進出する企業の業種によって大きく乖離することにもなりかねないため、適切なモデルの数値を示すことは大変難しいものがありますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、松岡唯史議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、今の御答弁に対して再質問させていただきますが、幾つか質問をさせていただきます。

きたいと思いますので、市長初め答弁者の方は、できるだけ簡潔に御答弁いただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

それでは、まず廃棄物の問題に関してなんですけれども、先ほどの御答弁では、コンクリートがらは確認できないと、ということは株式会社ロイヤルゴルフ養老関係のものはないというお立場なんですけれども、この写真にあるコンクリートがらは、敷地内の一番東側に埋められていたものなんです。

[パネルを示す]

○3番(松岡唯史君) それで、情報提供者の方の話では、その当時、ロイヤルゴルフ場があったときのネットの基礎とのことであります。

この写真を見ていただきたいんですけれども、写真を見ると、真ん中に穴があいておりまして、その説明というのはいり得ると思います。

そこで、確認したいんですけれども、当時のロイヤルゴルフ場にはネットフェンスが何本ほどあったのでしょうか。また、照明施設も当時ありましたが、どのくらいあったのか、教えていただけますか。

○議長(赤尾俊春君) 産業経済部商工観光課企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長(菱田 登君) 防球ネットと照明等の数でございますが、詳細を把握できる資料は手元ございませんので、後ほど……、それと同時に、重要な資料として当時の航空写真から判断しますに、数をその写真から把握することは難しいものがございまして、県公社に確認をしていきたいと思っております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長(赤尾俊春君) 松岡唯史君。

○3番(松岡唯史君) ありがとうございます。

私が聞いている限りでは、当時、ネットのポールが二、三十本あったというふうに聞いておりまして、照明施設は4基あったと聞いております。

で、当然だと思いますけれども、これらは全て基礎も含めて撤去されているということですので、よろしいでしょうか。

○議長(赤尾俊春君) 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長(林 真治君) はい、そのように認識しております。

[3番議員挙手]

○議長(赤尾俊春君) 松岡唯史君。

○3番(松岡唯史君) そうしましたら、先ほどの写真のように、そのように思われるものが出てきたんですけれども、これはどうしてだということ、なぜでしょうか。

○議長(赤尾俊春君) 産業経済部商工観光課企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） その基礎らしきものが見つかった場所というのが団地の一番東側、国道の境あたりでございまして、土の中ではなくて、もとの地盤に木が生えておりまして、その木の根元に巻き込まれるような形で存在しておったわけですが、コンクリートの構造物と構造物の間をコンクリートでつないでいるような構造になっていたと聞いておりますので、何らかの土どめの機能を持ったものではなかろうかと考えております。ですので、これがいつの段階でつくられたものかという詳細については不明でございまして、そのような機能を持たせたものという推測は成り立つと考えております。以上でございまして。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしますと、これから万が一、掘っていく中でネットフェンス、もしくは照明施設の基礎が出てきた場合、誰が負担をするのか、もう一度確認したいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） そうしたものはないと、現場には、取り切っているというふうに認識しておりますので、よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしましたら、別の箇所について廃棄物関連でお聞きしたいと思えますけれども、平成20年9月10日の議員全員協議会における会議録をみますと、当時の産業経済部長が「ロイヤルの建物は、30センチメートルの20メートルぐらいのくいで支えられたと聞いている」と説明をされております。

そこで確認をしたいのですが、このロイヤルの建物、恐らく当時のロイヤルの事務所だと思われまして、この事務所の下にくいはありますか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 建物がもともとあった位置の下にくいがあるかないかということでございまして、県公社から聞いておりますのが、あえて現場に残しておるといふふうに聞いております。その理由として、団地には本格的な造成工事がなされるまでの間、公共残土を仮置きすることとなっておりますので、くいを無理に抜きますと周囲の地盤が軟弱化しますので、それを避けたい。

もう一つは、団地内で陥没やのり崩れを招いて付近の津屋川堤防、養老鉄道に影響を与えたりせぬよう、保全処置、保安処置として利用すると、そういう事情で残したものと聞いております。以上でございまして。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） ありがとうございます。

そうしましたら、くいは何本ほどあるというふうに認識されておりますか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） その規模と位置、それから本数などにつきまして詳細は把握しておりませんので、これからその適切な時期に県公社と相談をして、適切に処理していけるよう取り計らっていきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしましたら、確認したいんですけども、今、適切な処理とおっしゃいましたが、くいは、そうしたら抜くということによろしいのでしょうか。で、抜くのであれば、概算でどのくらいの費用がかかるのでしょうか、教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） まず、費用については、そのような想定をもとにした試算はしておりませんので、その点については不明ですが、適切に処理するという意味は、直ちに抜くということの意味するのではなく、県公社と市の間で相談をして、それを抜くことによる地盤への影響をよく検討した上で、例えばそのまま残しておくことが周囲に与える影響上ベストだということであれば、残す可能性も否定できないと思います。そうでなければ、例えば後々の企業の建築工事に影響を与えるかもしれないので、これは抜いたほうが良いという判断になれば、抜いて処理するということもあり得ると考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そのもしかして抜かなければいけない状況になった場合に、費用は誰が負担するのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 造成工事の中で対処するのであれば、一義的には全て岐阜県土地開発公社で負担することになると思います。

それで、先ほども御説明した過去の覚書に基づいて、負担を前地権者に求めるかどうかについての判断は、その都度、どれだけの支障のぐあいによるかによって左右されてくるものと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 今、御答弁の中にありました覚書というのは平成20年9月11日付の工業団地の開発等に関する覚書なんですけれども、先ほどの御答弁と私はちょっと認識が違いますが、まずこの覚書によりますと、第10条、残留物の処理の中で、県土地開発公社が造成工事中に開発事業の遂行に支障となる廃棄物などが地中から発見されたときは、株式会社ロイヤルゴルフ養老の責任と負担で速やかに撤去しなければならないと記載がされております。この条文でいきますと、廃棄物の撤去費用は、前地権者である株式会社ロイヤルゴルフ養老が負担するものと考えられます。市長もそのように御答弁されたと思うんですけれども、ただ、株式会社ロイヤルゴルフ養老の閉鎖事項全部証明書によりますと、同社は平成22年3月31日に解散し、平成22年8月1日に清算終了しております。つまり、もう会社はない状況であります。

そこで、もう一度市長に御確認したいんですけれども、地下から出てきた廃棄物の撤去費用とか、先ほどのくい撤去費用を誰が負担することになるのか、教えてもらえますか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） その点について、先ほど申し述べたとおりの回答をさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしますと、県の土地開発公社が一義的にはというような御答弁だったと思いますが、要するに株式会社ロイヤルゴルフ養老が既に解散しているからそういうふうになるということだと私は理解しますが、ただ、費用が仮に莫大な費用になってしまったりだとかという場合に、そのロイヤルゴルフ養老の当時の代表者に請求できないものなのかどうか、その御認識を確認したいのですが。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 法律的な解釈に関する答弁になりますので、岐阜県土地開発公社によく確認をしたいと思います。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） じゃあ、よろしくお願いします。

私が思いますのに、本来されるべきことがされていなくて発生した費用について公社が負担したり、負担することによって売り出し価格に影響すると思うんですけど、ましてや市が負担するというのにはあり得ないというか、おかしいと思います。

さらに、私が疑問に思うのは、平成20年9月11日の先ほどの覚書なんですけれども、本市

が岐阜県土地開発公社、ロイヤルゴルフ養老と取り交わしたときに、もう既にロイヤルゴルフ養老の事務所とか、打ちっ放しゴルフ場とか、ショートコースを取り壊して売買するわけですので、その後、同社が存続しなくなるというのはわかっていたのではないかというふうに思うということです。つまり、覚書で幾らロイヤルゴルフ養老、前地権者の責任をうたっ
ていても、会社がなくなるということで費用が捻出できなくなるのではないかということが
予見できたのではないかと思うんですけれども、要するに覚書を交わした当時の市の対応に
落ち度があったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） ロイヤルゴルフを覚書の対象者に
含めたことについて県公社に確認したことがございます。万が一、産廃が取り切れていなか
ったときのために地権者に瑕疵担保責任を負わせるのは、これは当然のことであって、地権
者の法人としての寿命がその時点でどういうふうに考えられるのであれ、差別する必要はな
いという原則的な考えに基づきまして手続を進めたものと聞いております。以上でございま
す。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） はい、わかりました。

ただ、こういうときのための覚書だと思うんですよ。いざ廃棄物が出たら、買い主の公社
とか市が負担させられるというのはあり得ないと思いますので、仮に撤去費用が、今は出な
いと言っておられますが、出たとしても公社とか市の負担にならないように、ぜひしてもら
いたいと思います。

もう一つ言うと、最初の質問の中でも御説明させていただいたように、今回の答弁もそう
なんですけれども、廃棄物はないとしてきて、そういう立場で、対応で御答弁なり説明をさ
れてきております。で、こういった写真のような廃棄物が出てきても、ロイヤルのものでは
ない、廃棄物ではないというような御答弁であります。

ただ、1月に廃棄物が出てきて、今後、さらに出る可能性もあります。かつての議員の御
指摘、市民からのこれまでの御指摘に対する対応に問題がないのか。

また、公社がロイヤルゴルフ場を買収するときに市も検査に立ち会っておられるわけであ
りまして、検査に不備がなかったのか、こうしたことも含めてしっかりと検証と反省をして
いただきたいなと思います。

3点目の質問に関してなんですけれども、私が確認したとおり、この事業で損失が出た場
合、市の負担となり得るということだと思えます。これは大変大きな答弁、発言だと思いま
す。

私はこれまでの議事録とか会議録を確認したところ、平成22年第4回定例会の答弁以前にも、当初から市の負担はないという説明はされてきました。例えば、平成20年9月10日の議員全員協議会の会議録を見ると、元議員の方が「うまくいかなかった場合は県が補償してくれるのか」という質問をされております。これに対して、当時の産業経済部長が市まで負担の義務を言われることはないのではないかというような説明をされております。

こうした中で当時の議員の方々というのは、私、今回、議事録とか会議録とかを読ませていただいたんですけども、当初、皆さん賛成しておられる、もう大多数の方が賛成しておられると思っていたんですけども、意外と、どうして急ぐ必要があるのかとか、市の負担があるのかというような疑問を持たれていたわけでありまして、市が負担しなくてもよいというような説明について、議員とか議会としての判断に影響を与えたのではないかというふうに考えますが、その点について御答弁願えますか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） その当時の発言につきましては、私も聞いておりますのが、もうかってプラスはない、かわりにマイナスになるようなことを公社はしないだろうというような認識のもと発言したんじゃないかというふうに思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 当時、市の負担が何もないと。平成22年ですけども、きちゅうへ入っている中で、もうそういう説明をされてきたわけで、今となって市の負担もあり得るということだというふうに私は思うのですけれども、今後、仮に損失が出て市が負担しなければならぬような状況になったときに、どのように説明されるのかというのを確認したいと思いますが、時間もありませんので、次の再質問をさせていただきたいと思っております。

4点目なんですけれども、事業を完了していない原因について、いろいろ排出の関係とか、答弁されましたが、そもそもどうしてこんなに急いだのかというふうに私は思います。

平成20年、当時の全員協議会でも何人かの議員の方が言われておりますが、全地権者から同意を得てから一括買収すればよかったんじゃないか。そして、なぜロイヤルの土地だけ先行して買収をしたのかというのはすごく疑問に思います。そのあたりについて御答弁を願えますか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 実は私もこれを当初引き継いだときは、何でこんなに早く買ったのかなあというふうな疑問は持っていました。ところが、よくよく調べてみると、庭田の土地というのは農地なんですね。そうすると、農地というのはなかなか、農転をかけて農振除外をかけるということになると結構な期間、1年以上の期間を要しますので、一番最初

に売ってもらえるということであるなら、そのときの判断として、まずは用地を取得する。そして、またなおかつ公共残土が出ておりますので、そちらの公共残土の仮置きする土地が必要となりますので、そういう判断のもとに買ったというふうに判断しております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） この当時の判断というのは、10年たった今でも完成していないわけなんですけれども、間違っていなかったでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 結果論で言うてはなんですが、当時はこれがベストだというふうに思って、当然やっているというふうに思っております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 私は、まだ売れていないという状況からしますと、この当時の判断というのは間違っていたのだと思います。なぜなら、できるだけ早くという考えで、できるだけ安くという考えで事業を進めようとしてリスクを大きくしてしまって、結果、遅く、そして費用もかさんでしまったのではないかというふうに思うからです。

また、この事業についてはいろいろ、事業がおくれた原因ではなく、事業に関することではないかというふうな承知しておりますが、そのことについては問いませんが、ぜひ市長には事業の出発点から検証していただけたらなあというふうに思います。

あと6点目なんですけれども、事業の計画と事業完了の見込みということで、来年3月末までに完了する見込みだというふうに御答弁いただきましたが、ここで確認させていただきたいんですが、事業完了とは何をもって事業完了なんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） この時点の事業完了というのは造成工事の完成というふうに考えております。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしますと、分譲までするわけではないということで、分譲はそれ以降にもなり得るということによろしいでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） 売り出し価格、そして販売時期等、これがはっきりしましたら、速やかに事をとるか、事は今から起こしているんですが、速やかに早期に完売するよ

う努力してまいりますのでお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） 仮に造成してからも買い手がなくて、基本協定書の中では事業期間が来年3月までというふうになっておりますけれども、その3月を迎えた場合、期間延長するんですか。それとも、先ほどの答弁の中でも出てきましたけれども、基本協定書第13条のとおり、債務保証分の借入金利息相当額を市は負担をしなければならないのでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部長 林真治君。

○産業経済部長（林 真治君） その時点で土地開発公社と協議して決めるということになっておりますので、今お答えすることはできません。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） そうしたら、これはお答えいただけると思うんですけど、現時点で該当する借入金利息額はどのくらいでしょうか。概算でお願いします。

○議長（赤尾俊春君） 傍聴席にお願いをいたします。静粛にお願いいたします。

企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 今、手元に資料がございませんので、後ほど確認をしたいと思います。

[3番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 松岡唯史君。

○3番（松岡唯史君） それでは、よろしく申し上げます。

7点目の質問なんですけれども、やはり先ほどの御答弁の中でも誘致企業が決まっていなからということで事業見込みは示してもらえませんでした。事業見込みを示してほしいということは、私はこの間、ずうっと言い続けてきたことでありますが、そもそも事業見込みを示さずに、これだけの新規事業を立ち上げる企業というのは民間であり得るのでしょうか。私費だったら、別にこういう場で聞く必要はないと思うんですけれども、この事業というのは21億円の事業費でありまして、さらに3億6,000万円、税金も含まれた市の負担があるわけですから、どれだけの費用がかかって、どれだけの収益とか効果が見込めるのかというのは、多少の幅があったとしても御説明いただけるというのが当然ではないかというふうに私は考えます。

最後になりますけれども、先ほども述べましたように、私の予想以上に、当時の議員の方がこの事業について当時悩まれていたということを経験を通じて改めて知って、正直意外でした。だからこそ、当時の市の説明を含めた計画とか対応とかというのが余りに

もずさんであったと思わざるを得ません。

私は企業誘致に関しては、地域の活性化、税収増など、市や市民にとって有益な面があるということは認識しております、企業誘致そのものを否定するつもりはありません。しかし、この事業に関して言うと、純粋に企業誘致のよしあしというレベルの話ではなくて、当初の計画段階から今に至るまでの進め方に問題があるのではないかと、きょうの質問を通じて改めて感じましたし、そのせいでいろんな点で市や市民に負担がかかっている事業だと思います。

これからも、前回の定例会でもありましたように企業誘致をされていくというような御方針なので、この駒野工業団地開発事業をしっかりと検討していただいて、今後の企業誘致に反省点をぜひ生かしていただきたい、そういう思いできょうは質問させていただきました。

それと同時に、地方公共団体の役割は、地方自治法第1条の2にありますように、住民の福祉の増進を図ることです。この住民の福祉の増進を図るという役割を基本に、常に業務を遂行していただくことを市長初め執行部の方々にお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで松岡唯史君の一般質問を終わります。

ここで休憩をします。10時35分から再開をいたしますので、よろしく願いをいたします。

（午前10時17分）

○議長（赤尾俊春君） 全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時34分）

◇ 浅井まゆみ君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、5番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

浅井まゆみ君。

〔5番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○5番（浅井まゆみ君） それでは、議長の許可を得ましたので、私は2点質問させていただきます。

1点目、児童虐待防止対策について、2点目、食品ロスに対する取り組みについて、いずれも市長、教育長にお尋ねします。

1点目、児童虐待防止対策について。

1月24日、千葉県野田市の小学校4年生の女の子が父親の虐待により亡くなりました。学校初め周りの大人たちに懸命にSOSを出していたにもかかわらず、誰にも助けてもらえず、またとうい小さな命が犠牲となりました。

児童相談所も、学校や教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やまれてなりません。

児童相談所などに寄せられる虐待に関する相談件数は、増加傾向にあります。その背景には、経済苦や家庭内の不和など、さまざまな要因が絡む場合が多く、解決への方途が簡単に見つかるわけではありません。

野田市のケースでは、行政は虐待に気づいていましたが、事件を防ぐことはできませんでした。児童虐待をめぐる問題の複雑さを改めて浮き彫りにしたと言えます。

それでも悲劇を減らすため、政治・社会はどう向き合うべきか。一つは、悩みを抱える家庭を地域全体で支える仕組みづくりにあるのではないのでしょうか。

公明党の推進によって政府が昨年12月に発表した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）には、その具体策が盛り込まれています。今国会に提出されている2019年度予算案などに対策費が計上されました。

例えば、子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。同拠点は、社会福祉士や医師などの専門職が子育てに悩む保護者らの相談に応じ、地域の実情を調査・把握するものです。

また、保育園や幼稚園などに入園せず、自治体の福祉サービスも利用していない子どもは、地域社会の見守りの目が届きにくい。そうした未就園児を対象に、市町村の担当者が家庭訪問をする事業も2019年度予算案に計上されています。

さらに、公明党は、児童相談所や市町村の体制整備、弁護士ら専門職の配置などを進めるよう訴えています。

そこで、本市での児童虐待の実態、取り組みなどを伺います。

1. これまで児童虐待と疑われる事案はあったのか、そのときの対応は。
2. 相談体制はどのようになっているか。
3. 児童相談所、警察、関係機関との連携はどのようになっているか。

2点目、食品ロスに対する取り組みについて伺います。

恵方巻きが大量廃棄されるなど、食品ロスが大きな問題になっています。日本では、食品ロスは年間646万トンと推計され、357万トンは食品関連事業者から、289万トンは一般家庭から発生していると言われています。年間646万トンの食品ロスは、国民全員が毎日御飯茶わん1杯分の食料を捨てていることに相当します。

食品ロスは、一般に小売業者を初めとする食品関連事業者の問題として受け取られがちですが、食品ロス発生量全体の半分近くは家庭から発生していると言われています。

食品ロスの削減に向けては、消費者の意識や購買行動の見直しが重要な課題の一つとされています。

消費者庁の取りまとめによると、2017年度は、全ての都道府県及び指定都市、約4割の市

区町村で食品ロス削減の取り組みが実施されていますが、その取り組みの内容を見ますと、住民・消費者への啓発、631自治体が最も多く、子どもへの啓発・教育、259自治体、飲食店での啓発促進、214自治体が続いています。

2016年10月には、全国で食べ切り運動を推進するための自治体間組織「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が発足しています。同協議会には363の都道府県・市区町村が参加し、食品ロス削減の施策内容とノウハウの共有、全国共同キャンペーンの実施等の活動を行っています。

本市においては、30・10運動の推進やフードバンクの活用、災害用備蓄食料の有効活用などの取り組みをしていますが、まずは市民（消費者）や食品関係事業者への食品ロスの実態調査をされてはいかがでしょうか。本市の食品ロスに対する取り組みを伺います。

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君の質問に対する市長、教育長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 浅井まゆみ議員の1点目の児童虐待防止対策についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本年1月に千葉県で起きた児童虐待事案は、SOSのサインが出ていたにもかかわらず、未来あるとうい命を守ることができなかったことが連日のように大きく報道されました。また、昨年、東京都目黒区での児童虐待事案では、未就学児童でありながらも両親に許しを乞う平仮名の文章が報道され、心が締めつけられる思いで記事に目を通した記憶がございます。

これらの児童虐待事案では、行政の対応や関係機関との連携のあり方がそのたびに指摘されておりますが、私も昨年6月に開催しました要保護児童対策地域協議会に出席し、西濃子ども相談センターから県内の児童虐待の現状と対応について説明を受けるとともに、本市における要保護児童に関する情報共有の現況を確認させていただきました。

報道されておりますように、児童虐待事案におきましては、早期発見・早期対応が求められておりますが、本市におきましても、出席されました市内認定こども園、学校、教育委員会・健康福祉部関係課の情報に対し、岐阜県関係機関（海津警察署、西濃子ども相談センター、女性相談センター、西濃保健所）、さらには海津市医師会選任医師からの助言をいただきながら、顔の見える関係の構築に努めております。

本市におきましても、昨年度はメディアで報道された児童虐待事案がありました。今年度は報道される事案こそありませんが、市内認定こども園、小・中学校、地域、転入前の市町村・児童相談所等から児童虐待に関する相談を受けており、その都度、教育委員会を初め西濃子ども相談センターと連携し、海津警察署にも御相談を申し上げながら対応いたしております。

ます。

これらの現状を踏まえ、順次御質問にお答えします。

1つ目のこれまで児童虐待と疑われる事案はあったのか、そのときの対応はにつきまして、学校や認定こども園等の関係機関や近隣の方々から児童虐待に関する通告や、転入前の住所地を所管する児童相談所や市町村からの通告件数は、昨年度は延べ29件、今年度は、2月末現在で22件でございます。この件数を虐待として定義される種類別に分けてみますと、殴る、蹴るなどの暴力による身体的虐待が昨年度9件、今年度8件、大声や言葉によるおどかし、脅迫などの心理的虐待が昨年度12件、今年度9件、適切な衣食住の世話をしないなどのネグレクトが昨年度8件、今年度5件、性的虐待はありませんでした。

これらの虐待事案において緊急性が高い事案につきましては、虐待通告受理後48時間以内に、子ども相談センター職員や本市の児童虐待担当課である社会福祉課職員が認定こども園、小・中学校に出向き、児童・生徒に面会して直接目視するなど、状況確認を行っております。その中で虐待の事案が確認できましたら、西濃子ども相談センターにおきまして児童・生徒の安全確保等、必要な措置を講じていただくこととなります。ケースによっては海津警察署にも報告して、同時に対応していただくこともありますし、その結果、保護者から一時離れたほうがよいとの判断に至った場合は、一時保護等の措置を行うなど、児童の安全確保を第一に対応していただきます。

2つ目の相談体制はどのようになっているのかにつきましては、社会福祉課には家庭相談員を配属しており、虐待事案はもとより、家庭生活における悩み事、心配事などの相談に応じております。専門職である家庭相談員は、合併当初からこの業務に携わっていることもあり、これまでにかかわったケースも多いことから、寄り添った支援に心がけ、日々の業務運営に努めております。

3つ目の児童相談所、警察、関係機関との連携はどのようになっているのかにつきましては、先ほども申し上げたとおり、児童虐待事案に対しましては要保護児童対策地域協議会を組織しており、市内認定こども園、小・中学校、海津警察署、民生委員児童委員、主任児童委員等、地域の方々と教育委員会・健康福祉部関係各課が連携できる仕組みを構築しております。この連携により、例えば学校が虐待事案を発見したときは、教育委員会を通じて社会福祉課に連絡が入り、職員による事実確認を経て、西濃子ども相談センターに報告することとなりますし、地域から、いわゆる泣き声通告があった場合も、社会福祉課職員がまず世帯を訪問して事実確認を行い、西濃子ども相談センターに情報を報告、対応を行っております。また、これらの事案におきましては、その緊急性等を考慮して海津警察署にも連絡し、対応いただいております。

なお、教育委員会の事案発生時の具体的な対応等につきましては、後ほど教育長から答弁

をさせていただきます。

このように、本市における児童虐待事案は、社会福祉課がその情報の集約と確認、そして西濃子ども相談センターに通告する役割を担っており、児童と接する機会の多い関係機関との有機的連携が早期発見・早期対応につながるものと考えております。

また、本市では、昨年度の児童虐待事案を検証し、早期発見・早期対応はもちろん、児童虐待を未然に防ぐ方策についても検討してまいりました。その一つの例として、これまで児童虐待防止推進月間である11月に市報にて児童虐待に関する記事を掲載し、啓発に努めておりましたが、さらに昨年度と今年度は、「児童虐待は犯罪です」と明記したリーフレットを市内認定こども園、小・中学校の全児童・生徒に配布させていただきました。今年度は虐待事案も減少していることから、これからも虐待を未然に防ぐ啓発にも努めていきたいと考えております。

今後も、児童が安心して生活できる家庭環境となるよう関係機関と連携をしながら対応してまいります。

2点目の食品ロスに対する取り組みについての御質問にお答えします。

本市の食品ロスの削減に向けた取り組みについては、議員の平成28年第2回定例会の一般質問で答弁しましたとおり、食品ロスの低減化は現代の大量消費社会において解決すべき重要な課題であり、食品ロスをなくす政策や啓発を行う必要があると認識しております。

平成29年3月に策定しました第2次一般廃棄物処理基本計画の中で、ごみの発生抑制、生ごみの資源化等のさまざまな取り組みを掲げ、現在、順次実施しているところであります。

議員仰せの30・10運動の推進、フードバンクの活用、災害用備蓄食料の有効活用の取り組みのほか、食品ロスの割合を把握する家庭系ごみの組成調査を平成29年度から市内3地域で実施しております。平成29年度組成調査では、燃やせるごみ323キログラムを抽出し、分別調査を実施した結果、未使用・未開封廃棄物が約9.7キログラム、燃やせるごみの約3%を占め、平成30年度組成調査では、燃やせるごみ220キログラムを抽出し、分別調査を実施した結果、未使用・未開封廃棄物が約8.1キログラム、燃やせるごみの約3.7%を占める結果となっております。

また、レストラン、スーパー等から出る事業系食品ロスについては、県が中心となり、今年度より「ぎふ食べきり運動」推進事業を実施しております。この事業では、ぎふ食べきり運動協力店の登録制度を導入したほか、講演会を開催するなど、県と協力して食品ロスの削減に関する効果的な啓発に取り組んでいるところであります。

生ごみ減量に関する施策としましては、全戸配布のくらしのカレンダーに、生ごみを出す際の水切り徹底、生ごみ処理容器設置事業補助金、ぼかし処理容器の貸し出しなどを記載するほか、ごみ減量推進員の皆様の活動により意識啓発を図っております。

今後の取り組みとしましては、食品廃棄物対策のみならず、先ほど申し上げた第2次一般廃棄物処理基本計画及び第2次環境基本計画に基づき、引き続きごみ減量化に取り組み、現在実施しております、ごみ組成調査を継続し、廃棄物の発生抑制、資源化を促進するとともに、再生利用事業者の把握や連携の仕組みを研究してまいりたいと考えております。

また、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会への参加も検討してまいります。

なお、食品ロスの実態調査につきましては、事業系食品ロスについては農水省において、家庭系食品ロスについては環境省において、それぞれ推計値が出されておりますので、その数値を参考に、県や近隣市町と連携を図りながら今後の取り組みを検討してまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、浅井まゆみ議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続いて、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 浅井まゆみ議員の1点目、児童虐待防止対策についての御質問にお答えいたします。

教育委員会では、所管する小・中学校や公立・私立の認定こども園に対し、学校や園が虐待の最初の発見者になり得る可能性が高いことを踏まえて、早期発見と早期対応、関係諸機関との連携・協力を努めるように指導しているところであります。

1つ目のこれまで児童虐待と疑われる事案はあったのか、そのときの対応はにつきましては、事案の件数は、先ほど市長が答弁させていただきましたが、学校や園が児童虐待の疑いを持って関係諸機関に連絡するなどの対応をした事案は、平成29年度から現在までに小・中学校で延べ16件、認定こども園では、延べ14件あります。

小・中学校の事例では、身体的虐待や親子間での暴力を伴うトラブルが多く、認定こども園の事例では、ネグレクトが大半を占めております。

これらは、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等が児童・生徒の様子から気づいた、あるいは児童・生徒本人が訴えた等により学校や園が把握したものであります。中には、地域の方から社会福祉課へ連絡があった事例もあります。把握した後は、事案の内容により、学校が直接西濃子ども相談センターへ連絡したり、学校や園が教育委員会へ連絡し、そこから社会福祉課を通じて西濃子ども相談センターへ連絡したりするなどの対応をとってまいります。社会福祉課からの要請により、虐待を理由に留守家庭児童教室を利用させたケースもあります。

また、いずれかの段階で警察に連絡をとった事例もあり、その場合には、警察が直接家庭に介入しております。教育委員会、学校や園としては、早期発見・早期対応に努め、速やかに関係諸機関に連絡し、連携を図るよう努めているところであります。

2つ目の相談体制はどのようになっているのか、この点につきましては、学校や園において、児童・生徒や保護者からの相談を随時受けやすい環境を整えるよう努めております。

学校においては、児童・生徒に対するアンケートを定期的の実施したり、担任との懇談の場を設けたりするなどして相談しやすい環境を整えております。また、スクールカウンセラーの定期的訪問や、中学校を中心にスクール相談員を配置しており、こうしたスタッフも児童・生徒の相談に応じております。また、保護者とは学級・学年懇談会などを中心に、担任、その他の教員と随時相談できる関係となるように努めております。

園におきましては、未就園児から保育教諭等に児童虐待の相談ができない年齢であるため、保育教諭等が園児の様子から虐待を疑うような場合には、園児やその保護者に聞き取りを行うように指導しております。また、育児ノイローゼなどから虐待行為を行ってしまうといった保護者からの育児相談が園や子育て支援センターに寄せられる場合においては、DVを含む虐待行為を理由にしても認定こども園へ入園できる旨を伝え、当該児童の身の安全確保に努めることとなります。社会福祉課より虐待児童の入園依頼があった場合も同様であります。なお、近年、虐待を理由に入園した子どもはおりません。

3つ目の児童相談所、警察、関係機関との連携はどのようになっているのかにつきましては、ここまで答弁いたしましたとおり、基幹となっております社会福祉課から、さらに西濃子ども相談センターや警察と密に連携をとって対応しているところであります。

加えて、千葉県野田市の事案を受けて、2月15日付で県教育委員会及び県健康福祉部子ども・女性局長から「児童虐待に関する相談・通告について」という通知が発出され、虐待の疑いのある場合の対応のあり方が改めて示されました。

それによりますと、1つ、学校や園の職員が虐待を疑うに足る事実を把握した場合は、直ちに管理職や園長へ報告をする。2つ目には、管理職や園長は、市町村教育委員会に把握した事実を報告する。具体的な児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときには、直ちに子ども相談センターにも通告する。3つ目には、市町村教育委員会は、市町村虐待担当部局、各警察署、子ども相談センターに情報提供、または通告するとされております。

教育委員会としましては、これまでも適切な報告や通告等の対応を心がけてまいりましたが、さらに迅速で適切な対応となるよう、園や学校へ周知指導を重ねるとともに、関係諸機関と連携して取り組んでまいります。

2点目の食品ロスに関する取り組みについての御質問の中にある、子どもへの啓発・教育についてお答えいたします。

本市の学校及び保育施設において食品ロスの削減に資する啓発・教育については、議員の平成28年第2回定例会の一般質問での答弁のとおり、食物を大事に扱い、その生産に携わる人々に感謝する心を育む教育を子どもへの指導の中心に位置づけております。

小・中学校や認定こども園では、栄養教諭、栄養士や保育教諭が子どもたちへの食育指導を毎月行っており、食べることの大切さや、その意義、食材の野菜は、生産者が一生懸命つくってできたものであること、生き物の命をいただいていることなどを教え、実際に小学校や園で野菜を育てる実体験を通して、感謝して食べること、残さず食べることなど、食品ロスの削減につなげる食育教育に取り組んでおります。

他方、給食センターでは、子ども一人ひとりの成長を促すために、栄養バランスを考慮し、望ましい食習慣を養うことを基本として、おいしい給食の提供に努めております。

また、6月と11月の1週間、毎年、給食残量調査を行い、この結果を献立の改善に反映する取り組みを継続しており、9年前の給食センター開設時との比較では、当時から比べますと、小学校は平均8%から平均3%に減少、中学校は平均3%から平均1%に減少し、成果を上げておると考えております。

今後も、栄養教諭、栄養士が各小・中学校、園に出向き、子どもや保護者を対象に食に関する指導や情報発信に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、浅井まゆみ議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） 大変御丁寧な御答弁、ありがとうございました。

先日、15日付の報道に警察庁の取りまとめということで、児童虐待の被害が最多ということで、1,394人もの被害を受けた子どもがいるということを報道されておりました。

残念ながら、本市でも、ただいまの御答弁の中に児童虐待に対する通告件数が平成29年度、平成30年度で51件もあったということをお伺いいたしました。通報があつて48時間以内に確認はしているということだったんですが、学校などで確認できる場合はいいんですが、保護者に面会を拒否されるなどしたとき、48時間以内に確認できないケースなんかもあると推測をいたしますけれども、そういったケースがあつたかどうか、あつたとしたらどういう対応をとっているのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 海津市の場合は、現在、48時間以内に確認できなかったというケースはないというふうに思っております。

確認48時間以内ということでございますが、ほとんどのケースは、通告後にすぐに確認を行っております。

親とすぐに面会できない場合であっても、2日間、48時間以内に何回も訪問して確認するというふうにしております。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それから一時保護の、そういった場合、保護、措置は当然していただいていると思うんですが、もし養護施設なんかに入所した場合、一般的にはその児童には市としてどのようなかわりを持っていかれるのか、その辺を伺います。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 一般的な対応になりますけれども、ケースによってさまざまでございますが、まず入所があれば、生活状況等については、毎月、西濃子ども相談センターのほうから報告をいただいております。

例えば、施設を変更するでありますとか、それから年齢が到達といいますか、18歳まで入所できますので18歳まで入所して、その後、退所という子に対してはケース会議を行うと。

あとは、年齢到達前に退所という方もありますけれども、そのときは基本的には子ども相談センターがかかわるんですけれども、その状況によって市も一緒にかかわると。

さらに、子ども相談センターの対応が終了した場合は、市のほうで面談や電話で確認をしたり、学校のほうとの情報交換をしていくというような対応をしております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

もし、そういう児童・生徒さんがいらっしゃいましたら、しっかりと連携をとっていただきまして、心のケア等をよろしく願いいたします。

それから、今、家庭相談員というお話がありましたけど、虐待にかかわらず家庭の悩み事相談なども行っているということですが、その家庭相談員というのはどういった資格をお持ちなのか、また何名いらっしゃるのか、お伺いします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 社会福祉課には家庭相談員と、もう一人、母子・父子自立支援員という職員を配置しておりますので、それぞれが兼務をしておりますので、今、一応2名ということになるかと思いますが、そのうち1名は教員免許、もう一名は、社会福祉主事の任用資格ということでございます。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ちょっと時間もございませんので、早期発見・早期対応ということで、しっかり取り組んでいることはわかりました。

問題は未就園児で、教育長の答弁にもありましたけれども、親さんが健診に参加しないとか、問題があってもそれを意識していない親や家庭への何らかのかかわりを持っていくことが虐待を減らすには大事なことだと考えております。

市では、こんにちは赤ちゃん事業とか、市長の施政方針演説の中に来年度から2カ月児を対象にベビママ学級を実施されるということですが、大変すばらしい取り組みだと思いますが、今後、このような家庭に対してどのようにかかわり、支援を持っていくのか、これまで改善した取り組みがあったのか、お伺いします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） まず、未就園児等の情報が入りにくいといった児童さんですが、この場合は、健康課の保健師と先ほどの家庭相談員が連携して家庭訪問であるとか、赤ちゃん訪問事業に同行して、一緒に話を聞くというようなことを行っております。

ちょっとその乳児等の対応について、もう少し詳しく健康課長のほうから答えさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部健康課長 高木千春君。

○健康福祉部健康課長（高木千春君） 今、御質問のありました健診の未受診者に対してでございますが、市では、今、乳幼児健診ということで、乳児、10カ月、1歳6カ月、3歳という健診を行っております。その健診の全ての未受診者の方に対しては受診勧奨、電話等を行っております。それでも来ていただけなかった場合には、家庭訪問で実際にお子さんのところに訪問しまして、家庭環境とか養育的な環境なんかも確認、お子さんの成長発達の確認もさせていただきます。

こんにちは赤ちゃん事業に加えまして、今ですが、生後2カ月までのお子さんに対しては、保健師、栄養士、または助産師によりまして家庭訪問を実施しております。家庭訪問では、おうちのほうで身長、体重をはかったり、栄養状況の確認をさせていただいて、成長発達の確認もさせていただきます。

あと、今お話に出ましたベビママ学級につきましては、現在、お母さん方は非常に育児不安というのが大変強いというふうなことも感じております。その時期に育児力をもう少し高めていきたいということで、2カ月から3カ月の時期、ちょうど乳児健診の1カ月ほど前にこのベビママ学級を実施しまして、育児力を少しでも高めていきたいというふうに次年度より実施を予定していますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

しっかり家庭訪問をしていただいで対応していただいているということですので、またよろしくお願ひいたします。

これまでも十分市として取り組んできたことは理解していますが、愛情としつけの違いや、子どもにどう接することがよいのかなど、具体的な指導をする機会をふやすことが最も大事ですし、通報があった家庭に対しては、できるだけ接する機会をふやし、信頼関係を築いていくことも必要ではないかと思ひます。その場合、初めから加害者扱いでは信頼関係も築けないのではないかと思ひます。せつかく生まれた子どもたちが健やかな子どもに育つよう、根気よく指導をよろしくお願ひいたします。

最後に、児童相談所への全国共通相談ダイヤル「189（いちはやく）」の周知もよろしくお願ひいたします。

今後、絶対に痛ましい事件を起こさないんだという思ひできめ細かく御対応を進めていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

時間ありませんが、食品ロスに関しては、平成28年6月に一般質問させていただきましたが、なかなか30・10運動ということも事業者の方に浸透していないのではないかというふうに感じましたので、今回、また質問させていただきました。

いろいろ岐阜市では、3・3プロジェクトということで、3キリ運動、使いキリ、食べキリ、水キリ、それから3Rクッキングということで、地球のことを考えて買い物、調理、片づけをする方法のことですが、こういったことも推進されています。

いろいろ各自治体で、冷蔵庫の食材の管理にチェックシートを張ってやったりとかというふうな取り組みもしていますので、そういったこともこれから市として取り組んでいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それから、資源化を推進するという意味で、これは段ボールコンポストですけれども、岐阜市でも推進していただいでおります。現在、市では、この段ボールコンポストの推進状況はどのようになっているのか、少しお伺ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 市民環境部長 寺村典久君。

○市民環境部長（寺村典久君） 段ボールコンポストでございますが、市内の当環境課、エコドームで販売をしておるわけでございますが、1セット500円で販売をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、平成25年から順次、ちょっと購入者がふえておりません。今年度は、セットでの購入が現時点で10セットでございます。平成29年度も同様でございますが、これにつきましては、先ほど市長の答弁でも申し上げましたとおり、くらしのカレンダー、またホームページ等々で募集しておりますが、今後、ごみ減量推進員さん等々で周知を図ってい

くことによって発生抑制に努めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） 給食の食べ残しの残量も減っているということで、おいしい給食に努めていただいていると思うんですが、給食での指導がきっかけで拒食症や不登校になる子どもがいるという報道があったんですが、こういったことは本市では事例はありますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 現時点のところ、私の耳には入ってはいません。

[5番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 浅井まゆみ君。

○5番（浅井まゆみ君） それでしたらよかったです。ありがとうございました。

私は、この質問に取り組む中でケニア出身のノーベル平和受賞者、環境活動家の亡きワレガリ・マータイさんのことを思い出しました。彼女は、日本語の「もったいない」という言葉と、その言葉に含まれるものを大切にするという精神を世界に広めました。いま一度、日本が世界に誇れるもったいない精神で食品ロス削減運動が行政主導で大きな市民運動になっていくことを願い、質問を終わります。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、10番 六鹿正規君の質問を許可します。

六鹿正規君。

[10番 六鹿正規君 質問席へ]

○10番（六鹿正規君） 議長のお許しをいただきました。今回は、2点質問させていただきます。

1点目は小学校統合について、教育長にお願いいたします。

2点目は駒野工業団地開発事業について、これは市長にお願いを申し上げます。

私は、第3回定例会において、小学校の統合について市民アンケートをしてはどうかと質問いたしました。

教育長の答弁は、教育委員会では、昨年、学校の統廃合を検討する際の条件の一つとしておりました複式学級の編制が懸念される状況に至ったと意見の一致を見て、保護者、地域の代表及び教育関係者等で構成する小中学校の適正規模等に関する検討委員会を設置したと。

昨年度、検討委員会におきまして、教育委員会より学校の現状及び複式学級の現状と課題等を御説明し、本年6月、8月に開催した検討委員会において、関係者の意識を把握するた

めの適正規模に関するアンケートを実施することとし、アンケートの内容や実施方法について協議を重ねられ、アンケートの対象者を市内小学校の全ての保護者、市内小学生の4年生から6年生、小学校教職員、認定こども園の保護者及び保育教諭、地域代表者として区長、自治会長、民生児童委員、青少年推進員、スポーツ少年団指導者とし、約3,600名に10月中旬から11月上旬にアンケート調査を行う計画で進めております。

今後、アンケートの分析をし、検討委員会で小学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方等を議論していただくこととしています。しかし、慎重に意見の集約を図ってまいりますと結ばれました。

そこで、お尋ねをします。

1. 検討委員会の委員の交代というのではないのか。
- 2 番目、統合するのであれば目標年度は示さないのか。
3. 平田中学校と日新中学校の統合は考えないのか。

以上、3点をお尋ねします。

次に、駒野工業団地開発事業についてお尋ねします。

来年度末の完成に向けて、急ピッチで工事が今進められております。現在は仮置きしてあった残土の移動が行われているようですが、その中でコンクリートのがらが出てきたと聞かすが、確認しているか。

そこで、お尋ねします。

仮置きされていた残土の出どころはどこか。

また、2番目として、出どころは証明できるのか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君の質問に対する教育長、市長の答弁を求めます。

最初に、教育長 中野昇君。

〔教育長 中野昇君 登壇〕

○教育長（中野 昇君） 六鹿正規議員の1点目、小学校統合についての御質問にお答えいたします。

1つ目の検討委員会の委員の交代はないのかにつきましては、検討委員会の委員は、海津市小中学校の適正規模等に関する検討委員会規程に基づいて、2年を任期とし、委嘱しております。

委員の構成は、海津市の小・中学校に通う児童・生徒の保護者の代表3名、地域の代表者として、自治連合会、青少年育成推進員、民生児童委員及びスポーツ少年団の代表者から9名、海津市小・中学校の代表者から2名、学識経験者2名、認定こども園の代表者から1名、合計17名で組織しております。

委員の方々は、それぞれの組織から選出されておることから、年度当初に交代される方もありますので、引き継ぎをお願いしております。また、年度当初の会議では、事務局より今までの経緯を丁寧に説明しながら議事を進めております。

2つ目の統合するのなら目標年度は示さないのかにつきましては、昨年10月に保護者や地域代表の方を対象に行いました小学校の適正規模等に関するアンケート調査では、適正配置（学校統合など）については、「賛成」「おおむね賛成」を合わせますと52.2%の約半数、「反対」が25.4%で、約4人に1人が反対、「今の段階わからない」が21.8%、無回答が0.7%との結果でありました。

このアンケート調査結果を踏まえ、検討委員会で学校統合の有無を含めた検討を経て、教育委員会において、次年度中には何とか小学校の望ましい教育環境の基本的な考え方を取りまとめていきたいと考えております。

学校統合をする場合の目標年次につきましては、基本的な考え方に基づいて、地域の方々や保護者の方々の思いを重視し、合意形成を図りながらスケジュールを策定したいと考えております。

3つ目の平田中学校と日新中学校の統合は考えないのかにつきましては、平成28年4月をもって南濃町地内3中学校が城南中学校1校となり、旧3町1中学校の配置が完了しております。

平田中学校におきましては、現在、各学年2クラスであり、年齢別人口から、今後10年間は2クラスの維持はできるものと推測しております。

しかしながら、生徒数が減少しつつあることから、中学校においても適正規模等について今後も検討していかなければならないと考えますが、現時点では、小学校の適正規模、適正配置を優先に検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、小学校の適正配置につきましては、各校区の歴史や伝統があり、地域活動とも深く結びつき、地域の活動拠点となっていることから、地域住民等との十分な協議を重ね、その理解を得るよう努めることが重要であり、またまちづくり、防災、財政面等の検討もあわせて行う必要があると認識しておりますので、関係各課と協議しながら慎重に意見の集約を図ってまいりたいと考えております。御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、六鹿正規議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の2点目の駒野工業団地開発事業についての御質問にお答えします。

まず、コンクリートのがらが出てきたと聞くが、確認しているかにつきましては、松岡唯史議員の御質問でも答弁しましたように、駒野工業団地は定期的に職員が現場周辺を踏査しており、コンクリートがら等の廃棄物は、これまでのところ、特に認められませんでした。

なお、仮置き用の公共残土の中にはありませんが、国道258号線沿いの既存樹木の付近にコンクリート製の構造物が出てきており、土砂が国道敷地側に崩れないように何かの基礎を有効活用した土どめ的な機能を持たせたもののように見受けられました。

次に、仮置きされてあった残土の出所はどこか、それは証明できるのかにつきましては、岐阜県土地開発公社に照会したところ、平成20年度から平成21年度にかけて国交省木曾川上流事務所が実施した8件の河川工事、国交省岐阜国道事務所が実施した計1件の道路工事、岐阜県が実施した計61件の河川工事、道路工事及び建築工事、海津市が実施した2件の林道工事及び下水道工事、以上の工事が施工され、これに伴う残土が搬入されていたことを確認いたしました。

なお、搬入した公共残土につきましては、採取元ごとの土砂等採取元証明書により岐阜県土地開発公社が管理しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、六鹿正規議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） まず、教育長の答弁に対して再質問をいたします。

自治会のほうから9名というお話がございました。私も今回、地元のほうで自治会長を仰せつかっております。ということは、今までのこういった行政の委員さんへの説明というのは、委員さんが交代すると、前の委員会ではこうでしたよ、前の委員会ではここまで進んでおりますよというふうで、恐らくもう進められると思うんですよ。ということは、何のために委員さんがおるのか。委員さんの御意見を、新しい委員さんの御意見というのは全く反映されないというふうにこれはなってきますけれども、そうじゃないですか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今の六鹿議員の御質問ですけれども、これは、私は一長一短あると思うんですね。固定的な意見を言った方をずっと2年目も3年目も引きずって、一部の方の意見だけをもって全体の意見としてしまうという心配もあります。新しい方につきましては、昨年度とひょっとしたら違う御意見をお持ちの方も見えるかもしれません。そういった面では、より一人でも二人でも多くの代表の方の意見を請うことができると。昨年度までの意見は意見として別というふうじゃなしに、昨年度まではこういった御意見とか、話し合いの結果、こういう方向に来ておりますというのをスタートラインに立てながら、この4月

からは、また第2期目の検討委員会に入る予定であります。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 私が心配するのは、新しい委員さんの意見がなかなか出てこないのかなど。新しい委員さんに対して、昨年までのとか、前回、今までのという御説明をされると、当然そういった説明は必要かと思えます。しかし、そういった中で、せっかく新しく委員さんになられた方の御意見を伺う機会をひよっとしたらなくしてしまうのではないかなという懸念を私は持っております。しかし、今、教育長のお話を聞いて、今まで決まったことを押しつけるというのか、お話しするだけじゃなく、新しい委員さんの御意見も伺っていただくというふうで、今、御答弁をいただきましたので、それは結構だと思います。

次に、統合するなら目標年度はという質問に対して、今、御答弁をいただきました。私は、この立場になってから、教育長の前の教育長、そしてもう一代前の教育長のときに、小学校の統合を私は一般質問をした覚えがあります。そのときの答弁は、複式学級になったときに考えるという答弁をいただきました。さあ、これから複式学級になります、なっております。じゃあ、これから、今アンケートをとり、実際に統合するのは何年後かなあと。これは、その間に、例えばこの海津市、昨年は大変暑うございました。胸を張って、海津市は小学校、中学校にはエアコンが全部入っておりますという自慢が岐阜県内、全国にできたわけでございます。

しかし、その一方で、今後、統合が行われると、市民の税金を使ってそういった耐震、またエアコンの工事、それから大規模改修したものを何年後には、今度必要ない施設として取り扱う、また解体をしなければならないというふうには私は考えました。

本来であれば、もう少し前にこの統廃合の問題をきちっと教育委員会が取り上げ、それこそ今年度ですか、子どもは140人ですか、この海津市で生まれるのは、約それぐらいだと聞きました。ということは、もうある程度、何年後にはどれくらいの生徒数かということはおよそ予想がつくわけです。

ですから、私が前回、先々代の教育長のときに質問しています。その時点に今の教育長がやられたことをやっておれば、もう少し統合が早く済んでおるのかと。そしてまた、余分な税金をそういった解体の方向へ向かうかもしれないというところへ投資することもなかったのかなあということも考えて、私は大変残念な思いはしております。

今、確かに小学校というのはそれぞれの地域で重要な位置づけ、しかし、この重要な位置づけとされておる、その地域が残念ながら人がどんどんと減っておるのが現状でございます。

私の自宅のすぐ裏に小学校がございます。万が一、この小学校が統合してどこかへ行ったら寂しいなあという思いはあります。しかし、問題は、これからの子どもたちが、子どもた

ちの学ぶ環境をどのように整えるか。私どもの年代から、ひょっとしたらお叱りを受けるかもしれません。寂しい、地域が、つながりが薄れるというようなことだけで、私はこの海津市の子どもたちの学ぶ環境を、どちらかといいますと、さめたような感じがするというのは、私は納得がいかないんです。

私どもは、今、人口をこの海津市にふやすために、いかなる政策をとったらいいのか。やはり近隣の市町からここへ引っ越してもらって、転入をしていただこうと思うと、やはり子どもたちの学ぶ環境というのは、大変これは重要な部分ではないかなと思います。

しかし、今まで、昭和30年の合併ですか、そのときに私どもの平田町も海西村と今尾町が合併し、それぞれの地域にあった学校が残っております。しかし、やはりもう時代は大きく変化しております。やはりこういったことは早急に進めるべきではないのかと思います。

そういったことも含めて、問題検討委員会ではしっかりと御議論をいただきたいと思えます。そういったことをお願いできますか。

○議長（赤尾俊春君） 教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 今、六鹿議員様のお話の中にもありましたが、早期対応によって少しでも無駄な予算の流出を防ぐべきじゃなかったかという、そんなようなところもありますが、私は決して無駄な予算を流出したとは思っていません。幾ら少人数の学校でも、じゃあエアコンはつけるなということですか。やっぱり今いる子どもたちが、まず健康で安全で楽しい学校を過ごさせるために予算を使うのは、私は予算の無駄遣いだとは考えておりません。

なお、学びの環境については、少人数であるということがゆえに、もう少し大人数での鍛え合いとか、多くの意見の交流といったものは乏しくなる、これはまず間違いないと思えます。けれども、逆のことを申しますと、45人ぐらいで私も1クラスで勉強させてもらいましたが、45人、先生が1人で、一人ひとりの算数の授業とか、それを見ることは難しいと思えます。

○10番（六鹿正規君） 私の……。

○議長（赤尾俊春君） 許可をしていませんので。

六鹿正規君にお願いしますが、発言は議長の許可をもって発言してください。

教育長、どうぞ。

○教育長（中野 昇君） そういった学びの環境においても、必ず大人数のところが全てメリットがあるということも言えません。だから、私は、統合が反対とか賛成とかということはありません。そういった面も踏まえながら、先ほど六鹿議員さんのお話がありましたように、やっぱり地域のいつも通っていた学校がなくなれば寂しいとか、そういった思いも踏まえながら、やっぱり防災の拠点であるとか、いろんな多面的なところから総合的に判断し、少しでも多くの方々が、地域の方々が理解いただけるような方向性を探っていきたいという、そ

ういう思いであります。

だから、早急にはと思いますが、慎重にじっくりという面も私は大切な部分であろうかと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 教育長、あなたは私の再質問を聞いて何か勘違いしている。私は、統廃合について前に一般質問をしました。そのときから、またこういったアンケートをとって、今、あなたがやっておられることをもっと早くやっておれば、おればですよ、統廃合が進んでおるかもしれない。その時点で、もっともその学校が充実できる。私は、エアコンを入れたのが悪いなんてこれっぽっちも思っていません、勘違いしたらいかん、それは。だから、私はとめたんですよ。大事な時間で、あなたの勘違いで、私がエアコンを入れたことが間違っておると、そういったようにあなたは言われましたね。違うんですよ。施設の統廃合をもっと早く進めておれば、大規模改修も、その小学校がもし減っておれば少なくて済むんじゃないかと、設備投資がもっと少なく済んでおるんじゃないかと、私はそう言っておるんですよ。今回エアコンを入れたことに、誰も間違いとか、反対していませんよ。胸張りましたよ、だから。

しかし、もっと統廃合が早く済んでおれば、この海津市3町の庁舎の合併もそうでしょう。もっと早く済んでおれば、これは市長が頑張って今回やりましたよ。それが、もしもっともって長引けば、平田の庁舎にも南濃庁舎にも、そのときは必要なんだけど、将来考えたら余分な投資をしなくちゃならないと、私はそう言っておるんですよ。そのときに、例えば職員がおればエアコンも入れないかん。だけど、それが後々、数年後に統廃合させる、こうやって庁舎ができれば、もっと早くやっておればそのときの設備投資は要らなかったんじゃないかということを私は言っておるんですよ。

勘違いしている、それは。私は胸張っていますよ、海津市は子どものために一生懸命やっておると。しかし、統廃合に関してもう少し早く進んでおれば、その余分な大規模改修、耐震をやりました、それもやらなくて済んだんじゃないかということを私は言っておるんですよ。

だから、統廃合は、いろんな形でそれぞれの地域の思いがあります。しかし、やはりそういったこともよく議論をして、やはりこの海津市の子どもたちがこの近隣の市町と平等な形で、やはり切磋琢磨して、競争の思い、気持ちを持っていただければ、私はいいのかなと。そのためには、やはり裏の学校がなくなることもやむを得んのかなと、私はそういうふうに言ったんですよ。誰もあなた、私がエアコンを入れたことを間違っておるなんてこれっぽっちも言うていませんがね。

これ、ケーブルテレビで、いや、六鹿議員は何なんだと、子どもたちの環境をよくしたのに反対しておるのかと誤解を受けますよ、あなた、訂正してください。

○教育長（中野 昇君） はい、そういうことですね。

○議長（赤尾俊春君） ちょっとお待ちください。

ちょっと発言時間をとめてください。

六鹿議員にお願いいたしますが、議論がかみ合っておりません。当然、今の教育長も決してそれは間違っているとか、そういうことでもありませんし、双方がエアコンをつけたことについて悪いとか、そういったことは言ってみえませぬし、教育長は必要だからつけましたということの答弁だったと私は思いますので、もう少し、それと議場の静粛を保とうと、私はその采配役でございます。ですから、もう少し議論がかみ合うようお願いしておきますので、よろしく願いをいたします。

発言時間を進めてください。

教育長 中野昇君。

○教育長（中野 昇君） 六鹿議員さんの真意でないような捉え方をしたというふうに思われて、本当に申しわけなかったかと思いますが、私は一般質問、さきに追加質問をされたときに、またこれで統合のことが動き始めて、何年先になるかわからんけどというようなお話がありましたですね。ということは、統合といいますか、適正配置について検討委員会を立ち上げて取り組み始めたら、すぐということは、当然、議員さんも長いある程度のスパンはかかるだろうというお考えだと思います。だから、早くやっておっても、そのスパン期間がありますので、その間、それぞれの学校は、平等性を持ちながら充実したふうにやらせていただくのが私どもの考えだというような思いで答えさせていただきまして、うまく伝わらなかったについては申しわけありません。

〔10番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） ですから、この統合というのは、この子どもたち、父兄、地域にとって、これは重要な問題なんです。先ほども教育長にお願いしたように、重要な問題であるからこそ、過去のしがらみにとらわれないというのも、これは大事なのかなあと。これから育っていく子どもたちにとって、やはり競争しながら、切磋琢磨して頑張っていけるような環境を私はつくっていただきたいと、そのように思っております。

次に、平田中学校と日新中学校、この統合は考えないのかという御質問をさせていただきました。南濃町においては旧3校を1校にと、大変苦難の末、皆様方の御理解をいただいて、今、城南中学が誕生しております。

今、私は平田中学に関しまして何を考えるかという、今、部活が残念ながら、子どもた

ちの選択肢が大変少なくなっております。中には、自分の思う部活が平田中学校にはないから日新へ行こうという方もお見えとお聞きします。私は部活というのは、やはり子どもたちのこれからの成長にとって大変重要なものだと考えております。

今、それぞれの小学校でいろんな部活を経験して、さあ今度中学校へ行った場合に、その部活がないということは、大変これは残念だなということが考えられます。

ですから、私は、やっぱり中学校の間の部活の選択というのは、やはりもっともっと自由にできるようにしたらいいのかな、するべきではないのかなということを考え、今、思いつきではございませんけれども、万が一、小学校の統廃合が行われるのであれば、それに準じて、ひょっとしたら高須輪中も中学校が1校の時代かなあということも脳裏に浮かんでおります。

それこそ大変先の長い話になるかもしれませんが、やはり子どもたちの健全育成、心と体、真っすぐ育てるには、やはり部活動というのは欠かせないものだと考えております。ですから、こういったことができるように、これから中学校の統廃合も、また議論にのせていただければなあということも考えております。これは要望でございます。

次に駒野工業団地、先ほども私の一人前に松岡議員がすばらしい質問をしてくれました。今までの私に対する執行部の答弁は、これは大分間違ったところがあるなど私は考えました。

今回、市長は、がらは駒野工業団地のものじゃないというような答弁ではなかったかなあと考えます。松岡議員の写真を見る限り、あれは真ん中に、周囲に穴があいておるんですよ。あれは支柱が立っておったんですよ。ですから、フェンスなんです。あのフェンスは、駒野工業団地の敷地内にあるんですよ。そこら辺の認識が全くずれておる。だから、何を見ておったんだ。

じゃあ、あれが駒野工業団地敷地内のものなら、どこから誰が持ってきたのか。あそこ、今置いてあるでしょう、敷地内にもう積んであるでしょう、いろんなながら。持ってきちゃあだめでしょう、あれ。

それともう一点、やっぱりロイヤルゴルフに、きょう、後ろのほうに傍聴の方が見えますけれども、やはりロイヤルゴルフにやられたかなあと感じてみえる方もお見えですよ。

先ほども申し合わせ事項、本来ロイヤルゴルフという会社がなくなった時点、またなくなるといことが予測された時点で、覚書の内容をこれは見直すべきではなかったのかと考えます。どうですか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 先ほどの松岡議員の御質問に対して御答弁しましたように、覚書を取り交わした時期がその企業の寿命を予測される時期ではなかったのかという趣旨だと考えておりますけれど、原則的に地権者に瑕疵担保責任を負わ

せることが普通だ、常識だという考えで覚書を取り交わしたと聞いておりますので、よろしく御理解をお願いいたしたいと思います。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） それなら、こういった問題もありました。工事が済み、用地を売ったときに、新しく買われた企業が事業をするために工事に入ったと、そのときにがらが出てきたと、何か邪魔になるものがあると、そういった場合には、今までの答弁では、ロイヤルゴルフさんに持ってもらう、また速やかにやってもらおうというふうに答弁されましたけれども、それ、ロイヤルゴルフさんはもうないんだけど、どうするんですか、これ。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 覚書の内容に従いまして処理するのが適正かとは思いますが、法律の解釈によりますので、前地権者、会社としては抹消しているかもしれませんが、この先、実態としてどういう請求といたしますか、要求をしているのかということについては、議論をまだ市の中では、少なくともきちっと把握しておりませんので、それはこれからそのようなケースが出たときの課題だと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） いかほどの金額になるか、わかります。

いいですか。企業が買われた、工事に入っておる、支障になるものが出てきた、じゃあ工事をストップする。そして、それを万が一掘り出すということになったら、とんでもない賠償を請求されますよ、違いますか。そんなのんびりしたことを言っておっちゃだめですよ、あなた。

じゃあ、そういったことも早急に公社と話し合わなきゃ、もうだめでしょう。瑕疵担保云々といったって、もういないんだから、会社がないんだから。それにそんなことをやってきたら、損害賠償が物すごい金額になりますよ。

土地を買った、工事を進めた。さあ、会社、工業団地のオープンがもう何年と決まっておる。それが、しかしとまったということになると、とんでもない金額になるんですよ、わかります、それ。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 基本的な認識をいま一度申し述べますけれど、造成工事に支障のある産業廃棄物とか、建築工事に支障のある産業廃棄物とか、もし仮に見つかればという前提での覚書は成り立っておりますので、今のところは、

これまで申し述べてきましたように、産業廃棄物と呼べるものはあそこにはないという認識でおりますので、御理解をよろしくお願いします。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） 産業廃棄物がある、ないじゃないんですよ。だから、もし支障があるものが出てきた場合には、もとの土地の所有者に、所有者が責任を持って云々というふうになっておるでしょう、覚書。なっていますね。なっていますね。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） あの覚書の文面は、造成工事に支障のある産廃が出てきた場合と建築工事に支障が出てきた場合の産廃の取り扱いが書かれておりますので、もともと産廃に当たらないという解釈であれば、それは当たらないと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） ということは、造成工事が済んで、先ほども何回も言いますけれども、企業を買われた。自社の会社、工場の建築のために、例えばパイルを打ったとか、いろんな工事を進めていく中で、これはちょっと工事に支障になるものが中にあるのではないかということを確認された場合には、工事はとまるんですよ。とまるんです、まず。

だから、私は、限定はしていません。しかし、そうなった場合には誰が負担するのかと。本来負担するロイヤルゴルフというのは、もう存在しないでしょう。これは岩井さんですよ。岩井さんは、じゃあそれを持つのをやるのかと。そうじゃない、やはり今、そういった状況が考えられるかもしれん。だから、覚書を早急に見直して公社と話し合うことが必要じゃないんですかと私は尋ねるんですけども、あなたはその段階にない、その段階にないで終わるんだけど、その段階になったら誰が責任をとるのか。

それともう一点、くいは残っておると言われましたね、公社が残したと。あれ、公社がくいは抜くものなのか、誰が抜くものなのか。

○議長（赤尾俊春君） 企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） くいをどのように処分するかということにつきましては、まだ確定ではございませんけれど、もし仮に処分が適当という判断になれば、当然、造成工事の中で対応すると思われまますので、公社が一時的には対応すると思われまます。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 六鹿正規君。

○10番（六鹿正規君） あれは建築物の一つの附属部分ではないのかと。平田町の庁舎のくいは抜きました。抜きました。あれも当然抜いてもらうものではないのか。

○議長（赤尾俊春君） 時間が参りましたので、これで六鹿正規君の一般質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時56分）

○議長（赤尾俊春君） 定刻より早いですが、皆さんおそろいですので、ただいまから休憩前に引き続き再開をいたします。

（午後0時56分）

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部商工観光課企業誘致担当課長から発言を求めておられますので、発言を許可いたします。

企業誘致担当課長 菱田登君。

○産業経済部商工観光課企業誘致担当課長（菱田 登君） 午前中、松岡議員の御質問に対して宿題になっていた部分、御説明をしたいと思います。

2つございまして、1つ目はロイヤルゴルフの事務所イコール建物の下のくいの数量等という御質問でしたが、ロイヤルゴルフの建設当時の設計書を公社のほうで確認しております。深さは18メートルから20メートル程度のもの、これが計67本というふうになっておりますので御報告申し上げます。

それから2つ目ですが、現在の駒野工業団地の主に工事費、事業費全体に係る利息額という御質問でしたけれど、平成26年の段階で一旦完全に精算をしておりますので、事業が再開されたのは昨年、平成30年、そこから計算されて課されている利息額なんです。平成30年におきましては、事業費が1年のうちで月割り計算されておまして、合計約34万円。それで、平成31年度は、およそ1年マックスの計算でおよそ100万円というふうになっております。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） それでは、一般質問を続けます。

◇ 川 瀬 厚 美 君

○議長（赤尾俊春君） 12番 川瀬厚美君の質問を許可します。

川瀬厚美君。

〔12番 川瀬厚美君 質問席へ〕

○12番（川瀬厚美君） 1点、質問をしたいと思います。

1. 海津温泉の再掘削後の利用計画は、質問相手は市長であります。

質問内容、海津温泉は昨年7月31日、井戸管に泥が流入するふぐあいが生じ、以来水道水を沸かし利用されているが、日帰り客においては前年対比50%を大きく割り込む。

先月、2月21日の全員協議会の席で担当課長から、岐阜県自然環境保護審議会温泉部会の掘削に対する正式な許可は3月、5月7日からは1年間の休業をするという報告がありました。

当市の大幅な人口減は、比例して税収減となり、何かと市民生活に影響を及ぼす。税収増を図るため、市内の資源は、あらゆる角度で見直さなければならない。

高齢化社会に突入し、老人の方々を初め、今や中年層においても運動教室への加入、さらには栄養サプリメントの服用等、健康に対する関心は非常に高いものがあります。

そこで、お尋ねをいたします。

1. 新たにくみ上げる湯量は、旧井戸と同量か、増量か。

2. 海津温泉の運用方法は、従来と同じか。また、何か付加価値が上がるような考えはあるか。

国においては、年間医療費の予算は40兆円を大きく超え、毎年1兆円もの増となり、地方自治体の医療費増も大きな課題であります。個人の健康意識は高い。海津温泉は、大きな資源、多くの方が健康になっていただく資源として、さらなる活用をしてはと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美議員の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 川瀬厚美議員の海津温泉の再掘削後の利用計画はについての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、海津温泉は昨年7月31日の夜、源泉井戸が崩落し、以来きょうまで温水による営業を行っております。

その間、利用者が減少し、昨年9月の日帰り利用者は、前年同月対比で約50%でしたが、その後、徐々に減少し、本年1月の日帰り利用者は、前年同月対比で約38%まで減少しております。この状況を踏まえ、指定管理者との協議を重ねてまいりましたが、5月6日の宿泊者のチェックアウトをもって、温泉による営業再開の日まではやむを得ず一時休館とさせていただきますことになりました。

しかしながら、海津温泉は、市内高齢者の方々のみならず市民の方々の憩いの場、交流の場であり、市外の方には観光施設として大変多くの皆様に御利用いただいている施設でありますので、再びもとのように皆様に親しまれる施設として、また地域のにぎわいの源である

施設としてオープンしたいと考えています。

そこで、現在までの状況と今後の予定ですが、源泉崩落による井戸の修繕が不可能との調査結果を受け、源泉井戸の新規掘削に係る調査、申請業務にも早期着手し、議員も御存じのとおり、昨年12月に源泉掘削許可申請書を県に提出し、先月開催されました岐阜県自然環境保全審議会温泉部会において掘削許可を得ました。

現在、許可を得た仕様により源泉の新規掘削に係る詳細設計を行っておりますが、4月下旬には施工事業者を決定して工事を進め、本年12月をめどに掘削完了を予定しております。その後は、同審議会に動力許可を申請し、来年3月許可見込み、4月オープンができるように努めてまいります。

これらの現状と今後の予定を踏まえ、順次御質問にお答えします。

1つ目の新たにくみ上げる湯量は、旧井戸と同量か、増量かにつきましては、源泉掘削の許可条件として、これまでの源泉よりも口径を大きくし、深く掘ることはできません。また、これまでの源泉の湧出量以上の湯量は許可されないため、最大でも現在の毎分1,050リットルでの申請となります。

2つ目の海津温泉の運用方法は従来と同じか、また何か付加価値が上がるような考えはあるかにつきましては、今回の定例会で御審議いただいております一般会計予算には、源泉掘削工事の施工に伴う予算を計上しており、さらに大きな改修を伴う再整備には限界がございますので、近隣の地域資源を取り込んだ一体的な運営についても検討していきたいと考えております。

指定管理者との協議も必要になりますが、例えば周辺の水郷景観や水辺に親しむことのできる公園としてアクアワールド水郷パークセンターにおいて整備される大規模な堀田や、その後に整備される予定の大江緑道等の資源も活用し、低地の暮らしを学習するためにパークセンターを訪れた小学生の御家族や、自然との触れ合いを求めて大江緑道の散策を訪れた方々を意識した企画を用意して、本市の歴史や文化を発信する施設とすることが考えられます。

また、高齢者はもとより、中年層においても健康に対する関心は非常に高いものがあるという議員の御意見も踏まえ、例えば温泉を活用し、施設内で健康サークル的な講座を定期的で開催していただければ、海津温泉にも定期的にお越しいただくこととなりますので、議員仰せの多くの方が健康になっていただくための資源という位置づけで、健康寿命の延伸につながる活動拠点施設とすることも考えられますし、さらには高齢者だけではなく、若い世代やファミリー層にも魅力ある施設として認知していただけるような仕掛けにつきましても、指定管理者とともに研究してまいります。

いずれにしましても、温泉再開後は、これまで御利用いただいておりますお客様に加え、

新たなお客様に居心地のよい空間を提供できるような運営をしていくことが大切であると思っております。指定管理者には、温泉再開後、さらに魅力ある施設の運営に努めていただくよう要望してまいりますので、今後の海津温泉の運営に御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上、川瀬厚美議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[12番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 指定管理者と今後健康サークル等の開催も考えているというような御答弁でしたけれども、市としては何かそういったビジョンとか、そういったものはお考えがあるのかなのか、ちょっとその点をお聞きします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 海津温泉ですが、指定管理者に管理・運営を任せておるといふようなことで、あそこでの行事については指定管理者が主体としてやっていただくわけでございますけれども、市の考えを当然反映させていただいたような事業を行っていただきたいというふうには思っておりますので、ただ、具体的に健康教室のようなお金のかからないものについては、今、提案等をしておりますけれども、お金のかかるものにつきましては、実は長期休館するわけですが、その長期休館しなければ修理ができないようなところの点検等を今後進めていって、そちらのほうの費用が伴うものを最優先していかなければならないというふうを考えておりますので、ちょっとお金のかかるものについては、それに合わせて考えていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） お金のかかるものについては今後考えていくということではありますが、この際、いろんなその抜本的な考えがあってもいいかなと思います。

指定管理者との話し合いということもありますけれども、市として今後、海津温泉という非常にその知名度の高い施設、また我が市の資源をいかにこれから集客につなげるか、そして市の活性化につなげるかと、今、大きなことでありますので、大きく考えたいと思います。といいますのは、仮に宿泊施設を、じゃあ今のままでいいとか、もっとふやしたらどうかとか。また、海津温泉はとても湯がいい。昔から痛がにとてもよく効くということで、その温泉を使った、今の話で、そういう指導員の方に入ってきて、温泉を使って、体を使つての運動とか、また敷地内に健康に関する業者、個人を誘致して、海津へ来て健康になろうという海津健康村の建設とか、また周辺には、仮にイチゴ狩りでもできて、みんなで行っ

てリフレッシュしようとか、楽しもうとか、いろんな形で、今、アクアワールドも含めて健康ゾーンという、そのゾーンにできたらいいなと思います。

三重県の湯の山温泉の手前の菰野町では、片岡温泉ですか、あそこは非常に大きな敷地で、一流シェフが来て、有名シェフが来て料理が出ると。また、ケーキ屋さんがある、パン屋さんがある。いろんな付加価値が来て、連日若い人お客さんがいっぱい来る。そして、観光バスもどんどん来ているということですね。

ですから、海津温泉も、ただ、今あるものだけに、そのお金がかからんようにだけの考えじゃなくて、私はもっとそういった大きな資源として付加価値がつく、そういうことができたらいいなと思います。ですから、そういったお考えがないかどうかということちょっと今お尋ねしておるんです。ちょっとお尋ねします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 具体的な案についてはいろいろ考えておるんですが、ほかの、今、川瀬議員さんがおっしゃる片岡温泉とか、周辺も含めていろんな温泉を、今、調査をしております。細かいことについては、今後検討していくということでお願いいたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 交流人口や関係人口をふやすため、総務省から依頼されて全国の自治体に入り、アドバイスをしている法人もあります。御存じでしょうか。

それから、お金がかかるということ先ほどから言われておりますけれども、じゃあ国として、県として、地方が元気になるためにお金を出すよと、そういうお金も、いろんなお金が用意されていると思うんですね。そういったものも探していただいて、何が利用できるか、そして何に利用できるか、そういうことも含めて、私は海津温泉の今後の建設に向けていけたらと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） あの地域は海津市の福祉ゾーン、医師会病院、それから特養、老健、さらにグループホーム、そして2つの国営公園があります。したがって、そのかなめとして海津温泉があるということですので、今、議員仰せの、いわゆる健康村、これも非常にいいアイデアだと思います。あそこは会議室がありますので、そういうところを使ってそういうことをやって、より健康に奉仕ができるようなことは、これはすぐ計画ができると思いますのでやっていきたいと思っております。

それから、意外と先生方は御存じかもしれませんが、あそこは障がい者のためのお風呂が2つつくってあるんですね。これも近隣にはない施設ですので、そういったことも含めて健康と福祉、そちらの重点施設として活用していけるような、今おっしゃいましたいろんな事

業も研究して進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

[12番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 海津温泉として、当然よその温泉は温泉、またスーパー銭湯ならスーパー銭湯で、若者が本当に夜中までよく来ると。さらに幅広い年齢層が来る温泉にできるかどうか。また、海津温泉として特徴がいかに出せるかと、こういうふうだと思うんですね。

ですから、私、申し上げてきましたように、じゃあ海津温泉へ行って、海津へ行って健康になろうと。体もはかってくるとか、こういう運動をしてくれとか、自然食のお店屋さんがあるとか、いろんな角度で健康に関するいろんな個人・企業の誘致、こういうこともあってもいいと思うんですね。

ですから、いろんな角度で海津温泉を健康ということで広くPRして来てもらう、こういうことが大事になると思うんですね。

海津市としまして、まだまだそういったどんと大きくアドバルーンを上げると、こういうことがまだ足りない。お千代保だけではなくて、さらに市長さんがいつも言ってみえますように、あるものに磨きをかける、こういうことがとても大事でありますので、この際、いろんな角度から私は海津温泉をしっかりとPRしたい、付加価値をつけたいと思っております。

最後にもう一言、市長さん、そんなことを思っていますので、抱負をちょっとひとつ、もう一遍お願いします。

○議長（赤尾俊春君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたが、海津市の福祉ゾーン、これからは健康ゾーンもあわせて標榜していければいいかなと思いますが、あそこの中心的な建物、施設ですので、それはそれなりの覚悟を持って進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 川瀬厚美君。

○12番（川瀬厚美君） 国も県も多分、地方が元気になるための金というのは何らかあると思うんですね。そういったこともよく探していただいて、検討していただいて利用していただきたいと、そのことを思っています。よろしいでしょうか。

限られた敷地でありますけれども、いかにその敷地全体に付加価値をつけるかということで、十分にその検討して魅力ある海津温泉づくりをしていただきたい、そのことを思っています。

海津市の発展と皆さんの御多幸を祈念しまして、質問を終わります。以上です。

○議長（赤尾俊春君） これで川瀬厚美君の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 誠 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、6番 伊藤誠君の質問を許可します。

伊藤誠君。

〔6番 伊藤誠君 質問席へ〕

○6番（伊藤 誠君） 議長の許可をいただきましたので、私から2点、質問をさせていただきます。

1点目、人口減少対策とUターンの促進について、2点目、岐阜大学との包括連携協定について、質問相手は、いずれも市長でございます。よろしくお願いたします。

1点目、平成27年10月に定めた海津市人口ビジョンでは、将来の人口の目標として2040年において人口2万9,000人の維持を掲げています。

その対策として、大きく自然減対策と社会減対策に分けています。しかし、今もなお新生児の数が減り続けている現状を踏まえると、将来の人口の目標を達成するには、社会増の実現が極めて重要であると言わざるを得ません。

本市への転入者の内訳は、結婚により転入される方、本市出身者の、いわゆるUターン、本市出身者以外の、いわゆるIターンやJターン、その他転勤等の4パターンに大別できるのではないのでしょうか。

過去の国土交通白書によりますと、国民意識調査で地方への移住の希望を調査したところ、都市在住者の中でも地方に縁のある方のほうが縁のない人より地方への移住を希望していることが明らかになったそうです。このことを踏まえると、移住定住促進対策を考える場合、上記4パターンのうち、Uターン者をターゲットとしてもっと力を入れるべきではないかと考えます。

まず、お伺いします。

本市への転入者の中で上記4パターンの占める割合は、それぞれの程度か把握できていますか。把握できていない場合、転入の届け出時などで調査を行ってはいかがでしょうか。

本市の移住定住促進対策におけるUターン促進についての位置づけや、取り組みの方針をお聞かせください。

本定例会における市長の施政方針では、人口減少対策として、昨年引き続き、同窓会開催助成金交付事業と西美濃創生広域連携により定住促進を図るなど、地方創生総合戦略を推進するとしています。

同窓会開催助成については、開催を推進する助成だけではなく、本市の定住促進パンフレットの配布や、本市の関係施策についての情報提供を助成の条件とするなど、せっかくの同窓会を本市にとってもっと有意義なものにできる方法があるのではないのでしょうか。また、

25歳または30歳になる本市出身者を対象にした「成人＋5式」「成人＋10式」と銘打った同窓会等を開催している自治体も見受けられます。いずれも出身者に帰省のきっかけを提供して、地域のよさや地元の友人らとのきずなを再確認して、自分や地域の将来について考えてもらうことによってUターンにつなげることを狙いとしています。

同窓会助成の上記2点について、本市のお考えをお聞かせください。

また、西美濃創生広域連携に関しては、施政方針によると、観光や就労支援、創業支援、定住促進、職員の合同研修などを主なものとしています。しかし、情報として抽象的でわかりにくいため、特に人口減少対策に関する部分においては、私たち市民にわかりやすく、具体的な形でお示しください。

最後に、人口減少対策において施政方針では触れられていない取り組みも幾つかあると認識していますが、それらについても改めてお示しをいただきたいと思っておりますのでお願いします。

2番目の質問でございます。

岐阜大学との包括連携協定についてお伺いします。

近年、自治体と大学とが包括的な連携協定を結ぶ事例がふえています。両者がこうした協定に積極的になる理由は、1.自治体が関心を有する複数の分野において多様な事業を同時に推進できる。2.大学との関係強化のためのアナウンスメント効果が得られる。3.密接な協力関係の構築をあらかじめ約束することで、個々の協力事業を進める実務レベルでの連携・調整コストを減らせる。

以上、3点に整理できると言われています。

海津市と岐阜大学は、今月4日、地域活性化や防災、未来を担う人材の育成などの推進を目的に包括連携協定を締結したと、6日、新聞で報道されました。岐阜大学が県内で同様の協定を結ぶのは、県を含め25自治体目だそうです。松永市長は、多様な分野で緊密な協力関係を築き、活力ある地域社会の形成や人材育成を進めたいと話されています。

そこで、お尋ねをいたします。

協定内容の骨子を私たち市民にもわかりやすく説明をお願いします。

本市が得られるメリットを大きいものから具体的に幾つかお示しください。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤誠議員の1点目の人口減少対策とUターンの促進についての御質問にお答えします。

海津市人口ビジョンでは、2040年に2万9,000人の維持を目指すべき人口の将来展望としていますが、目標を達成するには大変厳しい状況であります。

岐阜県統計課が作成した資料では、本市からは、学業上を理由とする10代や、職業上や結婚を理由としての20代から30代の転出が多く見られます。

また、国土交通白書では、都市に居住している地方出身者や、転勤や家族の介護、進学等で現在一時的に地方に居住している都市在住者のほうが、都市出身の都市在住者より地方移住を希望する割合が高い傾向にあり、都市在住の地方出身者が最も出身地に誇りを抱いていることも明らかになっています。これは地方に居住していた経験により、都市より地方に魅力を感じている者が一定程度存在するためだと推察されています。このようなことから、議員仰せのとおり、Uターン者をターゲットとする施策は有効なものと考えられます。

1つ目の本市への転入者の中で、U・I・Jターン者とその他の者の4つのパターンの占める割合は、どの程度把握できているかにつきましては、現状では、転入された方が住民異動届を提出される際に、転出入理由を回答していただくにとどまっています。転出入理由は、1つ、職業上、2つ、学業上、3つ、結婚・離婚・縁組、4つ、生活環境、5番、自然環境上、6番、交通の利便性、7. 住宅事情、8. その他から選ぶものです。そのために移住者かどうかの判断ができず、U・I・Jターン者の各割合は把握できていない状況であります。

ただし、来年度4月から県が県下全市町村を対象として、県外から県内の市町村に転入された方に対してウェブアンケートを実施する検討をされております。これは、各市町村の転入窓口で「岐阜県からウェブアンケートのお願い」と記載されたチラシを県外からの転入者に対して配付し、URLやQRコードからアクセスし、転入に対するアンケートをお願いするもので、この取り組みにより、今後はさらに詳細な状況が把握できるものと考えております。

2つ目の移住定住促進対策におけるUターン促進についての位置づけや取り組み方針につきましては、本市ではUターン者への支援に特化はしておりませんが、定住奨励金交付金事業、同窓会開催助成金交付事業、住まいる三世代同居・近居世帯定住支援事業などの各種交付金事業や、各種妊娠・子育て支援事業、各種検診、健康診断事業、医療費助成事業など、さまざまな取り組みを実施しています。

しかし、今後は、特にUターン者をターゲットとした事業についても調査・研究する必要があると考えております。

3つ目の同窓会開催助成については、本市の定住促進パンフレットの配布や本市の関係施策についての情報提供を助成の条件としてはどうかにつきましては、まず同窓会開催助成金交付金事業は、平成28年度から実施している事業で、定住人口の増加と地域経済の活性化を図るため、市内で開催される同窓会に要する経費の一部を海津市商品券で助成するもので、

市民以外の方も利用することができます。現状では、参加者に簡単なアンケートを依頼するにとどまっていますが、今後は、議員仰せのとおり、各種情報の提供に努めてまいります。

また、「成人＋5式」「成人＋10式」と銘打つ同窓会の開催につきましては、事業実施に向けて調査・研究するとともに、助成金交付事業の利用を促すため、さらに周知をさせていただきます。

4つ目の西美濃創生広域連携での人口減少対策に関する具体的な部分につきましては、平成27年6月に持続可能な地域づくりに寄与することを目的に、西美濃地域の3市9町による広域連携組織として西美濃創生広域連携推進協議会を立ち上げ、地方創生を推進するために必要な事業を企画し、協働して事業を実施することで西美濃地域全体の活性化を推進しています。なお、構成市町は、大垣市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、本巣市と本市の12市町であります。

具体的な事業としましては、主に国の交付金を活用した大都市圏等での西美濃地域観光PR活動や、関係事業者と連携したパッケージ旅行等を実施する旅行博などへの出展や、メディア招請による西美濃地域へのインバウンド集客を目的とした事業等の実施のほか、魅力あふれる観光資源を市町の枠を超え、西美濃地域が一体となって観光客の誘客を図るために連携し、人、物、情報などの交流と地域活性化につながる事業等をこれまでも実施してきております。

次年度以降は、この国内・海外観光プロモーション事業に加え、大垣ビジネスサポートセンター（ガキビズ）を拠点とした、中小企業経営者、個人事業者の経営支援、起業・創業者に対する総合的な支援をする大垣地域経済戦略推進事業にも連携して取り組んでまいります。

また、「ぎふ西美濃移住定住サイト」を開設し、西美濃地域の魅力を積極的にPRする西美濃地域定住促進PR事業は、PRイベントとして、東京・大阪で開催されます「ふるさと回帰フェア」や、東京で開催される「移住・交流&地域おこしフェア」、名古屋で開催される「地方の暮らしフェア」等への出展や、PRガイドブック等の作成を行っております。

5つ目の人口減少対策において施政方針では触れられていない取り組みについては、Uターン促進に資する事業と重複しますが、主な事業として、定住奨励金交付金事業、同窓会開催助成金交付事業、住まいる三世同居・近居世帯定住支援事業、無料職業紹介所運営事業、結婚新生活支援事業費補助金のほか、各種妊娠・子育て支援事業、各種検診、健康診断事業、医療費助成事業など、人口減少対策並びに地域活性化に資するさまざまな取り組みを実施しております。

2点目の岐阜大学との包括連携協定についての御質問にお答えします。

1つ目の協定内容の骨子につきましては、本市は「水と緑と人がきらめく 輪でつながる まち 海津」を将来像とした「海津市第2次総合計画」を策定し、美しく潤いのある自然環

境の中で安心して働き、将来を担う子どもたちを育て、ずっと住み続けることができるまちの実現のため、地域のにぎわいと活力の向上、子育て環境の整備、安心・安全な生活環境の整備の3つの重点施策について全庁横断的な体制で進めるとともに、市民や関係団体との協働により、重点的・優先的に取り組んでおります。

また、岐阜大学とは、これまでも各種会議、委員会、計画策定時にアドバイザーとして指導・助言をいただいたりするなど、連携を進めてまいりました。

一方、岐阜大学は、「学び、きわめ、貢献する」地域に溶け込む大学であるべきことを理念としており、特に第3期中期目標期間の中期目標として、地域と協働した地域志向人材の育成や、地域社会が抱える課題の解決に貢献することを目指されております。

こうしたことから、今後、岐阜大学と本市との連携をより強固なものにし、地域課題の解決に向けた活動を行うなど、地域人材の育成や地域振興を推進していくため、包括連携協定を締結する運びとなりました。

検討している具体的な連携活動内容といたしましては10項目ありまして、まずは教育委員会の事務点検評価に関すること、2つ目が小・中学校の適正規模及び適正配置に関すること、3つ目が防災体制の強化（防災リーダー育成・職員の災害対策能力の向上等）に関すること、4つ目が観光・特産品の開発に関すること、5つ目が事業継承、創業支援事業の取り組みに関すること、6つ目がシティプロモーションの推進に関すること、7つ目が空き家の有効活用に関すること、8つ目が地域公共交通網形成計画に関すること、9つ目が空き店舗の有効活用に関すること、10番目が商店街活性化に関することを想定しております。

今後、これらの内容につきましては、岐阜大学と調整を行い、進めていくことにしております。

2つ目の包括連携により本市が得られるメリットにつきましては、これまでも岐阜大学には各種計画策定時のアドバイスなど、多大なる事業協力をしていただいておりますが、そういったこと以外に、地域の活性化のために大学の果たす役割に期待をしております。

地域における大学の役割としては、2つの側面があると思います。

1つは、地域を支えること。地元の高校生に進学の機会を与えること、また逆に、大学教育を通じた地域への愛着や誇りの形成が期待され、地域で活躍する人材を輩出し、地域の文化や学術の蓄積に寄与していただけないかと考えます。

2つ目には、地域を変える契機になること。地域を創生する意味で、地域の活動に参加したり、市のワークショップに参加したりすることで新たな考え方を生み出してくれる、そんな力が必要となっております。

メリットとしましては、学生にとっては、地域社会に触れ、地域住民と交流することで社会勉強や自己啓発につながり、行政にとっては、大学や学生の力をまちづくりに生かすこと

ができ、また市民を巻き込んだ事業を実施することにより、市全体でまちづくりを推進することができる。大学との連携は、まちづくりに欠かせないものと言えます。

岐阜大学が主催する「ぎふフューチャーセンター」では、大学関係者や学生だけでなく、さまざまなメンバーが集まり、地域の未来に向けたアイデアや解決策を創出し、各連携市町村に貢献しています。具体的には、どうすればより多くの若者が投票に行くのかや、若者が来たくするような地域体験ツアーなどを考え、議論してくれています。

このたびの包括連携協定を締結したことで、さらに包括的な協力関係を築き、全国的な事案でもある人口減少対策や交流人口の増加、地域公共交通の課題等についても、連携協定によるメリットを存分に活用して、本市の活性化に邁進してまいります。

以上、伊藤誠議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

[6番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

人口減少問題でございますが、これは申し上げるまでもなく、本市に取りましても大変重要な課題、また市民にとっても大変大きな関心事でもあるわけでございます。議会でも、一般質問で毎回のように議員が交代して質問をさせていただいている問題でございます。実際、私も身近な市民の方々からは、この人口減少問題にもっと力を入れないかんじやないかという声はよく耳にいたします。

あえて、なぜこの質問をさせていただいたかといいますと、今回の施政方針で人口減少問題、人口減少対策事業というのは非常に重要な問題でありながら、施政方針の中では市長はわずか3行余りでこの問題が通過してしまいましたので、この人口減少問題に対する市としての考え方を改めてお伺いしたいということで、この問題を質問させていただいております。

私もちょっと今反省をしておるんですが、もちろんこの問題というのは、人口減少問題に対する施策だけでどうこうできる話でも当然ございません。先ほど市長の答弁にもありましたように、あらゆる事業、全ての教育関係から子育て環境、いろんなこと全てが当然人口減少対策でございますので、その点ちょっと答弁していただきにくかったかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

それで、まず施政方針にあった同窓会の話と、それからちょっと今の広域連携に限って申し上げますが、ここに、今、市のほうで用意していただいております「移住定住ガイドブック」、これは平成30年度版ということで、前年度から、また今年度は新しくしていただいた。平成31年度は、また恐らく新しいのを用意していただけるのかなあというふうに思っております。それからもう一つ、「移住定住のトリセツ」という立派な冊子も用意していただい

おりますが、ちょっとこれをお伺いいたしますけど、この2つのものはどういった方をターゲットにした、どうしてどういう目的でつくられているのか、ちょっとこれを2つ教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 企画財政課長 近藤三喜夫君。

○総務部企画財政課長（近藤三喜夫君） その2つのガイドブックにつきましてですが、まず小さなタイプのガイドブックにつきましては、広く人口減少、移住定住に関する冊子といたしまして手づくりでつくらせていただいたものでございまして、広く全ての方に周知できるようなガイドブックとなっております。

それから、「移住定住のトリセツ」ということでA4タイプの分厚い冊子につきましては、今までに海津市に移住なされた方の体験談を特に主に載せさせていただいております、ガイドブックを見て興味を持っていただいて、その上で移住したいなと思ってみえた方に対するパンフレット、主にそういった形でつくらせていただいております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） おおむねそういうことだろうというふうに思いますが、例えば本市に対する情報を、例えばこの地から市外へ出ている学生さんたちに広く本市の情報を提供する、例えば同窓会に見えた方にそういった情報を提供するというのであれば、もっとターゲットにふさわしい、ターゲットを絞った情報をこちらから積極的に提供する。先ほども市長の答弁の中で、同窓会についても、もう少し深く考えていこうという前向きな答弁もいただきましたので、そうであるならば、ターゲットがはっきりすれば、そのターゲットに合わせたものをこちらから積極的に提供していく、情報提供していくということが、これはUターンにつながるのであれば一番有効な方法ではないかと。これはお金もそんなにかかるものではないというふうに私は考えておりますので、その辺のことを考えていただきたいと思いますが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 確かにそういうターゲットを絞った制作も必要だと思いますので、今後考えていきたいと思っております。

今は広く全体に配るということでトリセツを設けております。移住定住のパンフレットを作成しておりますが、今後はそういうことも踏まえたものを考えていきたいと思っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） よろしく申し上げます。

仕事とか、子育てとか教育、それから教育支援制度、あるいは都市部の生活コストと比較して、既存のパンフレットではなく、同窓会参加者に年代に合わせたような個別の情報提供ができる資料などをつくっていただけると、非常にありがたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、同窓会につきましてもう一つ、これも提案になるのか、ちょっとこれも御意見をお伺いしたいんですが、今、ふるさと納税が非常に全国的にいろいろ話題にもなっていて、一部問題にもなっているわけですが、同窓会の参加助成チケットみたいなものをふるさと納税で募集するというような形、納税の返礼品の一つに参加チケットみたいなものを、これはいろんな形が想定できますが、もし本市にふさわしい形のものがあれば、これも一つアイデアとしてはおもしろいのではないかとというふうに考えておりますが、ちょっとこの辺の御意見をお聞かせいただけませんかでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） なかなかいい提案だと思いますので、今後、検討してまいりたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） ありがとうございます。

あと広域連携に関する部分でございますが、今、市長のほうから非常に詳しく御説明をいただきました。これは市単独ではありませんので、市が直接どうこうということはなかなか難しいだろうと思いますが、最大限広域連携のメリットを生かした上でまた進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、岐阜大学との包括連携協定についてちょっと再質問させていただきますが、御承知のように、この協定は本定例会の会期中、まだ今月4日に締結されたばかりでございますので、議会に対してもまだ説明は、当然いただいております。定例会、22日の本会議終了後の執行部説明の中で説明をいただくというふうに聞いておりますが、6日に新聞報道もされておりますので、せっかくの機会です所以市民の皆様にもこういった内容をお知らせするというのも一つだと思いましたので、あえてこのタイミングで質問をさせていただきました。

全国的に見ますと、自治体と大学との連携協定というのは、調べてみますと、20年前、1999年が全国では最初だというふうに聞いております。その後、2003年に文科省が「新時代の産学官連携の構築に向けて」という答申を受けてが一つの契機となって、その後、締結数が急激に増加したというふうに言われております。その間、地方自治法とか学校教育法等の改正により必要性が増したのが要因だというふうに伺っております。

2016年ですから、ちょうど3年前に全国での締結数が1,500を超えたようでございまして、

その後、毎年200件ずつぐらいの契約が全国で締結がなされているようですので、今現在だと、恐らく2,000ぐらいの締結数にはなっているのかなあというふうに想像ができます。

岐阜大学では、2006年に大垣と締結されたのが最初だというふうに認識をしております。昨年10月までに、10月の多治見市が24番目、それでことしに入りまして本市が25番目だということですが、まず最初にお伺いしますけれども、多治見市が締結されましてから本市が締結されるまでの間に、昨年12月25日に岐阜大学が名古屋大学と法人統合を、合意書を交わされたということですが、このことは本契約の上で具体的に話が何かあるのか、それとも全くこの件は関係なく締結されたのか、ちょっとそれを教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） その件につきましては、全く関係はないというふうに聞いております。

〔6番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。

○6番（伊藤 誠君） 全く関係がないというか、当然、法人等もすることになっているので、全く関係ないということはないと思うんですが、どうもこの締結内容を見ますと、契約期間は1年だと。1年ごとに更新するということになっているというふうに私は認識しているんですので、この統合に関しましては、当然2019年の法改正を待つということですが、情報によりますと、2020年度の実現を目指して法人統合、東海国立大学機構という法人の傘下に名古屋大学と岐阜大学が入るような形で今進められているというふうにお伺いしておりますので、ちょっとその点についてお伺いしました。それはそれで結構です。

それで、協定を結んだ自治体の中には連携の拠点になるような組織を設けられている例が最近ふえているようでございまして、例えば何とか協議会、何とか会議とか、何とかネットワークと名づけられているところが多いようでございますが、一つの組織をつくって、そこでお互いの協定の協議をしていこうということだろうというふうに思いますが、実効的な段階に移すための手段として用いられていますが、このようなものを設置するというようなお考えは今のところあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 先ほどの件、失礼しました。当然、関係ないというか、その時点ではそういう想定はしていなかったということで、そういうことも当然今後は出てくると思いますので、ちょっと訂正させていただきます。

それと拠点につきましては、そういう方法もあると思いますが、例えばどこに設けるのかとか、距離的なこともありますので、その協議していく中でそういう方法が見出せば考えていきたいと思っております。以上でございます。

[6番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6番（伊藤 誠君） それでは、別の件の質問でございますが、協定は当然締結したわけですが、当面の具体的な目標とございますか、締結の後、まずこういったことを目標に進めていきたいというようなことがあれば教えていただきたいんですが、例えば岐阜大学との人事交流とかという話が出ていました。人事交流であったり、職員交流であったり、岐阜大学の研究分野の、特に今この分野の情報が欲しいんだというようなことを考えていらっしゃるようなことがあれば、今、この場でお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） 特にこれに特化したということは今のところありませんが、それこそ前の質問にありましたような人口減少対策とか、喫緊の課題としては空き家とか、いろいろあると思います。今までも防災とかではお願いしておるところもありますので、その点もあると思いますが、特にこの締結を結んで、これをまず率先してやりたいということは、今現在としてはありません。

[6番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6番（伊藤 誠君） はい、わかりました。
- それでは、今回は大学との協定、その少し前には海津型農業モデル推進協議会との協定なども直近ではありました。その前、酒田市との災害連携協定というのも結ばれておりますが、災害協定に関しましては以前の一般質問でもお伺いしておりますので、災害協定以外に本市は、今申し上げた以外に幾つか協定を結んでいらっしゃると思いますが、改めて今、そのほかにどういった協定があるのか、お示しいただければありがたいんですが。
- 議長（赤尾俊春君） 総務部長 中島哲之君。
- 総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（中島哲之君） ちょっと今、その点の資料を持ち合わせておりませんので、申しわけないです。この場で回答はちょっと避けさせていただきますと思います。

[6番議員挙手]

- 議長（赤尾俊春君） 伊藤誠君。
- 6番（伊藤 誠君） 失礼しました。突然の質問で申しわけありませんでした。また、よろしく申し上げます。
- 最後になると思いますが、ちょっと今回、この質問の通告を出させていただいた後に、本市のホームページをごらんになりました愛知県のある方がちょっとこの件に関して情報を提供して、多分私の通告の題目を見ていただいたんだろうと思いますが、情報をいただきました

たので。本市のほうでも、当然こういう情報を持っていらっしゃるとは思いますが、ひとつ参考までに2つほど、この大学との協定に関する部分として私もちよっと興味があるなと思いましたので、2つほど御紹介をさせていただいて質問を終わらせていただきたいと思いますが、まず私どもは、岐阜大学と県内の自治体、25番目ですが、その今回の25の中に入っていないんですけど、名古屋大学の大学院と協定を結んでいらっしゃる自治体があります。それは恵那市でございますが、恵那市は名古屋大学の大学院、環境学研究科と連携協力を結んで、大学院の特殊な科と協定を結んでいらっしゃいます。市が目指す持続可能な地域づくり、市民が愛着を持てるまちづくりのために、同大学附属の臨床環境学コンサルティングファームが受託研究を実施し、行政や地域住民の抱える課題に取り組むというようなことで、今の一般の岐阜大学との締結においては広く浅くいろんな課題に対してという、これはことなるだろうと思いますが、また逆に、恵那市さんと名古屋大学の大学院の場合は、特定の特化した部分について深くお互いに協力し合っていこうということだろうと思いますので、こういったことも今後、ある特殊な分野については有効な手段になるのではないかということ御紹介をさせていただきます。

それで、もう一件は、これは「大学との事業に関する調査報告書」というものを出していらっしゃる。これは東京の調布市でございますが、ここは非常にみずからの調査等を一般に随分広く公開していらっしゃいます。そのかわり、調布市近辺の26市町に一斉にアンケートを出して、大学との連携についての調査を行ってみえます。みずからの情報も積極的に開示して、ほかの自治体からの情報もアンケートという形でもらっていると。ここにまとめた調査報告書、「大学との事業に関する調査報告書」ということで検索していただくと出てくると思いますので、八王子市とか立川市から始まって26市にアンケート調査をして情報を収集して、各その自治体がどういう大学とどういうような連携をして、どんな内容のことをしているかという情報を積極的につかんでいらっしゃるというようなことで、それ以上詳細については申し上げますが、また個別にごらんいただくと何かの参考にさせていただけるかというふうに思いますので、ちょっと勝手なことを申しましたが、よろしく願いをいたします。

これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤誠君の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。2時15分まで休憩をいたしますので、よろしく願いをいたします。

(午後1時56分)

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 伊藤久恵君

○議長（赤尾俊春君） 9番 伊藤久恵君の質問を許可します。

伊藤久恵君。

〔9番 伊藤久恵君 質問席へ〕

○9番（伊藤久恵君） それでは、議長の了解を得ましたので、質問させていただきます。

海津温泉について、質問相手は市長でございます。

質問内容、海津温泉について。

海津温泉は、泉温が43.2度C、毎分1,050リットルの湧出量があり、泉質にナトリウム、カルシウム、塩化物が含まれていて、湯上がり後は汗が引かないぐらい体が温まり、冷え症、神経痛、疲労回復などの効用があります。湯の量も多く、広く県外からも人が訪れ、福祉の湯としても地域の住民から愛されている天然かけ流し温泉であります。

1. 今さらながらではありますが、かけ流しで、絶えず温泉の湯がこんこんと何十年にわたって湧き出ていたことに改めて感謝の気持ちが出てまいります。今、水道水を沸かして営業していただいておりますが、そもそもなぜくみ上げにふぐあいが生じたのか、その原因について簡単に御説明ください。

2. 海津温泉の施設管理について、指定管理者と市側の責任区分について御説明ください。温泉の源泉が出なくなった原因を踏まえ、もう一度掘り直したときに、同様のことが起きて営業に支障が出る事態を避けるために、今後いかなる対処をされるのか、御説明ください。

3. 市の財政の厳しい中で多額の費用をかけての温泉の掘削は、正しい選択かと問われる声もあります。もう一度天然温泉としての営業を再開するために、現在の源泉を掘削するという結論に至った理由として、その経緯と今までの温泉事業の収支内訳を御説明ください。

4. 地域の方の御意見として、温泉はいつごろ復旧するんですか、早く復旧してほしいと、温泉の復興を願う意見が多いようです。源泉からのくみ上げにふぐあいが生じる前後の利用者数の推移を踏まえて、海津温泉の今後の経営計画、財務計画をお示してください。

5. 新聞報道によりますと、ことし5月7日以降全館休館として、新しく温泉の採掘をする。そして、来年の3月に完成する予定とのこと。休館の間の工事、メンテナンスのスケジュールや、工事での騒音対策、従業員の方への対処等についてお聞かせください。

そして一番重要なことですが、新しく源泉が出たとき、単に掘り直しましたというだけでは、現在離れてしまったお客様が帰ってこないおそれもあると思います。まして、新しいお客様に来ていただくためには、掘り直した以上の何かが必要ではないでしょうか。海津温泉のリニューアルは、どのようにお考えなのか、市長の方針をお聞かせください。

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 伊藤久恵議員の海津温泉についての御質問にお答えします。

議員仰せのとおり、海津温泉はその泉質のよさから認知度も高く、市内はもとより県外からも多くの方にお越しいただき、御利用いただいておりますが、御存じのとおり、昨年7月31日の夜、源泉にふぐあいが生じ、以来きょうまで温水による営業を行っております。

その間、温水であっても、ひとときの安らぎの場、また地域高齢者の憩いの場、交流の場として営業を継続してまいりましたが、温泉でなくなったことによる利用者の減、水道水とボイラーの使用による光熱水費の増により厳しい運営を強いられていること、源泉掘削が本格的に始まることを鑑み、指定管理者との協議を経て、やむを得ず本年5月6日の宿泊者のチェックアウトをもって、温泉による営業再開の日まで一時休館とさせていただくことになりました。

本市としましては、市内高齢者の憩いの場、交流の場であるとともに、県外の方からも認知され、御利用いただいている観光施設としての視点から、温泉復活に向け、源泉の新規掘削の準備を進めております。この現状を御理解いただいた上で、順次御質問にお答えします。

1つ目のなぜ温泉のくみ上げにふぐあいが生じたのかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、7月31日の夜、その日の営業が終了した後、源泉の貯湯槽が空になっており、源泉がくみ上げられていないことが判明しました。そのときは、それまで何の前兆もなかったこともあり、指定管理者からの報告に耳を疑いましたが、設備保守事業者による調査の結果、源泉井戸のマイナス24メートルからマイナス33メートルまでの9メートルにわたり鋼管が崩落していることが判明、その結果、鋼管や充填剤、土砂等が源泉の最下部、マイナス1,365メートルからマイナス707メートルまで堆積した可能性が指摘され、修復不可能との結論に至りました。この現況が湯量毎分1,050リットルを誇っておりました源泉がくめなくなった原因であります。

2つ目の施設管理について、指定管理者と市側の責任区分についての説明と、新たな源泉で同様な事態を避けるために今後いかなる対処をされるかにつきましては、海津市老人福祉施設海津苑の管理運営に関する基本協定書を指定管理者と本市との間で締結しており、同協定書第39条に不可抗力によって発生した費用等の負担についての規定があり、同条第3項に、市は、不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失や増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で市が負担するものとする規定されています。したがって、本市の施設であります源泉の故障により指定管理者が通常の営業ができないことによる損失、増加費用等は、本市が負担することになります。

また、新たな源泉で同様な事態を避けるため、源泉管理事業者から提案いただいている方策として、定期的に源泉の泉質の分析を行い、必要に応じて井戸の調査を行う方法があります。この業務を行うことにより、事前に異常が発見できる可能性が高まります。そのほか、源泉ポンプや井戸に温度や水位のモニターを設置し、常に監視していく方法や、定期的に源泉井戸内にカメラを入れて調査を行うなど、さまざまな方法が考えられますので、今後、費用の面も考慮しながら慎重に検討していきたいと考えています。

3つ目の財政の厳しい折、多額の費用をかけての温泉掘削が正しい選択かとする声がある中、源泉を掘削するという結論に至った経緯と温泉事業の収支内訳につきましては、先ほど申し上げたとおり、海津温泉はその泉質のよさから県外まで認知されている観光施設としての位置づけや、指定管理者からは多額の納付金をいただいている施設でありますので、温泉として再開することで、また納付金をいただける施設となることから、源泉掘削を決定させていただきました。

また、これまでの温泉運営事業に係る収支の状況ですが、指定管理者制度を導入し、年間を通じて現施設の管理を開始した平成21年度以降の収支で申し上げますと、昨年度までに指定管理者から約4億7,350万円の納付金をいただいております。その一方、50万円以上の費用が伴う修理費や機械設備の定期的な取りかえ工事等は、市が実施することになっており、昨年度の温泉排水管布設工事費6,490万円も含め、その合計が約1億8,720万円あります。よって、収支としましては、10年間で約2億8,630万円の収入増となっております。したがって、指定管理者制度導入後の海津温泉の営業は、指定管理者からの納付金で運営されている計算になります。

4つ目の海津温泉の復興を願う意見が多い中、今後の経営計画、財務計画をお示しくさいますにつきましては、まずリニューアル後も引き続き指定管理者に管理・運営をお願いし、納付いただく納付金により、源泉の機械設備等、大きな費用を伴う設備の管理等を行っていきたくて考えております。

今後は、先ほど申し上げた指定管理者からの納付金と市が支出した修繕費等の実績、入浴料の見直し、さらには海津温泉再開後の管理の仕方等、さまざまな要素を総合的に勘案し、具体的な経営計画、財務計画を立て、経営健全に努めてまいります。

まずは新たな源泉の良好な泉質に期待して、崩落前と同じようなにぎわいのある施設となり、再び多くのお客様にお越しいただくために何らかの仕掛けも必要になると思いますので、指定管理者とも今後協議してまいりたいと考えております。

5つ目の休館の間の工事、メンテナンスのスケジュール、工事の騒音や従業員の対処等についてと海津温泉のリニューアルにつきましては、まず休館中のスケジュールですが、4月中に源泉掘削工事の施工事業者の選定と入札を行い、事業者を決定させていただき、工事の

作業音等で影響がある可能性のある近隣住民の方への説明会を行った後、源泉掘削工事を開始したいと考えております。

その後、源泉から湧出する温泉水の量によりくみ上げる量を確定し、来年2月開催予定の岐阜県自然環境保全審議会温泉部会にて動力許可をいただいた後、許可された動力設備工事を施工して、4月中旬の営業再開を目指すスケジュールを予定しております。

その間、掘削工事に伴う作業音等が発生しますが、防音壁を立てるなど、近隣住民の方々に最大限配慮して工事を進めていきたいと考えておりますし、従業員の方には、さきに申しました協定書による協定内容から、関係法令に規定された補償等は市の責任において手当てすることになりますので、指定管理者からの報告後、検討したいと考えております。

いずれにしましても、再開時には多くのお客様をお迎えできる体制を整えることが前提となりますので、今後も指定管理者と連携を図ってまいります。

最後に、海津温泉のリニューアルについてですが、国の補助金の対象となる可能性があることから、リニューアル工事や一時休館により稼働停止となる機械設備への影響に伴う一連の修繕費については、源泉湧出のめどが立った時点で提案させていただき予定をしております。

なお、議員仰せのとおり、リニューアル感がなければ利用者数のV字回復は見込めませんので、工期に制約される中にあっても新海津温泉の目玉となる企画、改修ができればと考えております。引き続き、海津温泉の再開に向けて御理解、御協力をいただきますようお願いをいたします。

以上、伊藤久恵議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

川瀬議員と少し重複するところもございますけれども、少し質問させていただきたいと思っております。

先ほどのお話の中でもふぐあいの状況とか、今に至る経緯でありますとか、今後のスケジュール等も明確に御提示いただきました。あと、過去10年ほどの収支内訳でお示しいただいたように、過去の10年間で約2億8,000万の収入増であったということも考慮された結果、最後、源泉を掘削するということに至ったということで理解できました。それでよろしいでしょうね、お聞きします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 収支内訳、先ほどお話しさせていただいたとおりでございます。それが一番ということでございますけれども、やはり今までずっと海津温泉ができて以来、市内高齢者の憩いの場、交流の場、それから県外の方からも大変愛着を持って利用されているということで、その収支とあわせて再開というふうに至ったということでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

また、指定管理者と市側の責任区分でございますけれども、不可抗力ということで市の側の責任ということで、従業員の方への補償なども市の側が対処するということをお聞きいたしました。中には、その間、従業員の方へのそういうのを補償するということもお金がかかるねというようなことを言われる方もありますけれども、それに対してはどうしてそういう形になったのか、教えてください。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 補償につきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。一時休館における管理・運営、それからあと源泉が湧いた後、円滑に営業を再開するという意味で従業員の確保をお願いするわけですが、営業再開時になれたスタッフといますか、力量不足がないようなスタッフを確保していただきたいということになって休業補償をするということになります。

仮に新しく従業員を募集しても、その前、研修期間とかを設けますと、それほど費用は変わってこないということで、それならば補償してスムーズな開館を行ったほうが良いという結論になったわけでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。よく理解できました。即戦力になる、そういう従業員が欲しいということですね。ありがとうございます。

それから、今後の健全経営を目指すということで、経営計画とか財務計画についてでございますけれども、まず源泉のくみ上げのふぐあいのような、そういう問題が今後起きないようにということで御答弁の中でお示しいただきましたけれども、井戸の中の検査をするとか、モニターを常時つけて監視するとか、あと源泉井戸内にカメラでしたか、設置してということなんかで、財政面を考慮しながらということでございますけれども、やはり施設管理というのは定期的に計画的に源泉の調査とかをしていただくことが重要なと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

さらに、経営計画ですけど、今後の利用者数なんかの目標なんかはお決めでございますでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 今現在はお客さんが減ってしまっておりますが、通常営業のときは、日帰りのお客様と宿泊のお客様、合計で年間約30万人でございましたので、少しでも早くそこに戻るようにというふうには考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

30万人というと、やっぱりちょっと3万人を切るので、目標を大きく3万人を超えたいなというような思いはございますが、よろしく願います。

それから、財務計画でございますけれども、今回かかる費用でございますが、工事のほうで1億6,000万と、いろんな補償を入れますと約2億でございますけれども、この費用でございますが、どのくらいの期間で回収しようと思ってみえるか、計画がございましたらお教えください。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 先ほどの市長の答弁の中でも10年間で約2億8,000万ということでございますが、その中には非常にイレギュラーな排水管の布設という工事を行っております。それをちょっと除きますと3億5,000万ほどの収入増になっておるわけです。

ただ、この後、リニューアル後も施設自体は老朽化していきますし、機械設備の修繕費もかさんでくるのかなということを思っておりますので、これは非常に、今のところお客さんの戻りもちょっと見込めないところもありますけれども、新年度予算は約2億で、補正予算で七千数百万円上げておりますので、2億7,000万ほど上げさせていただいたということになっておまして、それと先ほどの3億5,000万ということを考えまして、約10年、長目に見ても10年で何とかしたいなというふうには思っておりますが、以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。さらにV字回復いたしまして、10年がもっと短くなれば理想的かなと思います。

次にですが、今の財政面でございますが、指定管理者から、先ほども言われましたが、10年間で約2億8,000万いただいていたという、黒字だったということをお聞きしたんですが、そういうのをお聞きしますと、こういう井戸の崩落とかというのはある意味想定すべきことだと思うんですね。ですから、なぜ今までに指定管理者からいただいた納付金の中から積

立基金というんですかね、そういうのをしていれば、例えばそういうのが少しでもあれば予算化するのにもそんなに慌てなくて済む。備えがあれば憂いなしじゃないですけども、そういうことを思いますので、非常事態に対処できるような、これからは計画的に調査費であるとか修繕費用に充てられる、そういう基金というものを積み立てていただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 仰せのとおりだと思います。臨時的な出費もですが、もちろんのこと、この後、老朽化による大規模修繕などがまた出てくるかなということも思っております。再開後の収支状況を見ながら、財政当局とも調整していきたいというふうに思いますのでお願いいたします。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） よろしくお願いいたします。

そして一番申し上げたいことなんですけれども、先ほどの市長さんの答弁の中でも御返事いただきましたが、温泉を掘り当てたということになりますと、やはりリニューアルしたという、そういう感じがないと利用者の方のV字回復というのはなかなか見込めないんじゃないかなと思うんですね。工期の中で制約される中であっても、リニューアル感を出せるような目玉となるような企画、改修ができればということを考えていると答弁をいただきましたけれども、具体的に何かありそうでしたらお教えいただきたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 先ほど川瀬議員さんの御質問の中でもお答えさせていただきましたが、具体的には幾つか考えておるんですけども、ちょっと予算的なこともありますので、それは順次考えていきますけれども、まず周りの施設との一体的な利用方法、それから施設の中でできる企画、そういうものをまずは考えて、あわせて伊藤議員がおっしゃるようにリニューアル感があるものという目玉を一つは何か考えたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。

再び多くの方に来ていただけるための、その何らかの仕掛けということですよ。内面的なそういう強化も大事ですし、あと外観の見た目の変化というのも重要なと思いますので、そういう見直しの必要性が今あるかなと思います。

海津温泉をちょっとやらせていただこうかなと思ったときに、近くの方に、LINEとかでもですけれども、温泉にどのような思いで意見があるのかなということでもちょっと聞いてみましたので、全部にお答えくださいとは申しませんが、主なものをちょっと紹介させていただきたいと思います。

市民の声でございますけれども、海津温泉のことをすごく思っていてくださるがゆえに出てくる意見だなと思ってお聞きいただきたいんですが、温泉使用料は入場料なのか入湯料、入浴料なのか、わかりやすくしてほしいということをおっしゃる方がありました。入ったら、すぐにそのお金が要るのか、例えば中で物産なんかの買い物をしたときは、別にお風呂へ入らないから要らないのかという、そういうようなことをお聞きしてみえる人がありました。指定管理の方のところへちょっとお尋ねに行きましたら、それは入浴料、入湯料ですよとおっしゃったんですね。

あと、正面玄関の自動ドアが今使用できないようになっているんですね。普通、入ったらすぐ玄関が開いて中に入れるというのが自然なあれじゃないかということをおっしゃる方がありました。不自然だということをおっしゃいました。

それから、入館いたしまして、その入り口に入って、右側のほうで靴を脱いでロッカーに入ると。中に入って、その靴をしまった手でお土産に触れることもあって、これは女性の方なんですけど、ちょっと違和感を感じますとおっしゃった方がありました。ですから、人の動き、いわゆる動線を考えて靴のロッカーの配置を変えてはどうかとおっしゃる方や、風呂や食事へ行く流れをスムーズにつくっていただけたらいいなということをおっしゃいました。

それから、外からお土産の購入や飲食などに来た人は、気軽に土足で入れるようにしたらどうだろうかという方もございました。お風呂に行く人はロッカーに靴をしまうと、そういうふうのほうがいいんじゃないかということをおっしゃいました。

それから、足湯があるといいねという方、これは結構多かったんですけど、足湯が欲しいと。

それから、中にあるつぼ湯をふやしてほしいという、要望が多いんでございますけれども、それからサウナにテレビがあるとよい、もちろん敷物も欲しいなとかという話。

あと、早朝入浴がうれしいとか、いいですねという話もありました。

それから、お土産売り場に地元野菜などがあつたらいいねということと、あとイベントとか、花や野菜の市場があるとよい。

それから、コストコの商品があつて楽しいという方も見えました。

それから、温泉の食事どころで目玉になるメニューを開発してほしいという御意見もございました。

それから、人気食品の開発、季節限定の、例えば今ですとイチゴのソフトクリームとか、パティシエによるイチゴなどのケーキとか、そういう収益を伸ばしているいろんなお店もあるのでアイデアや工夫が大切だと、もう少しそういういろんなことを考えてみたらどうかという話もありましたし、海津の特産だけでなく、海津にない海産物などの需要もあるのではないか。

それから、温泉の前の庭にオープンカフェ、レストランがあつたらいいなというお話とか、あとアイデアを市民から広く募集して、マスコミなどの旅番組に取り上げてもらえるような企画のプランニングもしてほしいということですか、あと温泉の前の庭なんですけど、インパクトがないので、梅とか桃とか桜とか花木を植えてはどうかという話。

それから、温泉前の駐車場も古くなって、アスファルトの間のところから草が生えたり、フェンスに草が上ったり、またフェンスに車が当たってフェンスがゆがんでさびているとかということで、やっぱり整備してほしいという意見もございました。

たくさんございますけれども、こういう住民の意見を取り入れて、地域の住民から愛される海津温泉を目指すといいかなということを思いました。

あと、議員の方からちょっと提案いただいたこともありまして、例えばプレミアクラブのような温泉の愛好家というんですかね、年間パスポートみたいなものを持っていただいて一定のサービスが受けられるような、海津温泉の安定経営のためのオーナー制度みたいなものはどうですかというほかの議員さんからの提案もあります。

このような意見、いろいろ出ております。ほんの一部の意見でありますけれども、参考にいただければありがたいと思います。

ということで、お客様あつてこそ経営も成り立ちますので、次なる一手を打つといいますか、リニューアルを投資というふうに考えていただいて、リニューアルのための予算化をよろしくお願ひしたいと思います。

先ほど何か市長さんが少し国の交付金みたいなのがというようなお話をされたような気がするんですけれども、そういうものが採択されたりしますとリニューアルなんかに活気づくかなと思うんですが、先ほどそのようなことを言われたように思うんですけれども、お伺ひしたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 健康福祉部長 近藤敏弘君。

○健康福祉部長（近藤敏弘君） 国の補助金の件でございますが、改修の仕方によっては対象になるというふうに聞いておりますが、かなり大規模でないと難しいかもしれませんが、ちょっとそれは研究しながら、もし該当になればやっていきたいと思ひます。

それから、先ほど幾つか御提案いただいた中で、ちょっと若干お答えをさせていただきますと、温泉の入場料か入浴料かというお話ですが、普通に入つていただくのに510円なんで

すけれども、その中に入湯税が含まれておりますので、お風呂に入るための料金というふうに考えていただければいいかと思えます。ですので、お風呂に入っていたかなければ払っていただかなくてもいいというふうに思えます。

それから、あと下足箱からの動線とか、正面自動ドアの件等ですけれども、もともと旧の海津温泉の施設を利用しておりますので、骨格といいますか、その部分については変更せずにつくられておりますので、なかなか使いにくいというか、若干不自然かなというところもあるかと思えます。私たちも現場で何回か見たりしておりますが、なかなか難しいところもありますので、ちょっと引き続き考えていきたいと思えます。

あと、例えばメニューの件とか、これは指定管理者ともまた相談しながら進めたいというふうに思えます。

あと、いろいろ施設の改修等に絡む御提案をいただきましたので、参考にさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ありますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 伊藤久恵君。

○9番（伊藤久恵君） ありがとうございます。前向きな意見をいただきまして、本当に感謝しております。

今、本当に温泉がとまってしまったということで、すごくピンチだとは思うんです。でも、このピンチをチャンス、逆にこれから発展するためのチャンスと考えて次なるそういう一手を打っていくという、今こそお客様のそういう意見に耳を傾けて、さらなるグレードアップした海津温泉を再建できたらいいかと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

それから最後にですけれども、先ほどから川瀬議員もおっしゃっていましたが、海津温泉の1本道を隔てた西側にアクアワールド水郷パークセンターがございますけれども、近年は、あそこで海津のアクアマルシェでありますとか、あと水郷倶楽部の方により復元された堀田の稲作活動でありますとか、割と市民主導というんですか、そういう活動が活性化してきていると思うんですね。ちょうど来年3月に完成いたしまして、4月オープンという形になりますと、ちょうどそのアクアマルシェとかたんぽぽまつり、そういうのもございますので、できるならば海津温泉のリニューアルオープンとそのたんぽぽまつりの時期と合わせて、さらなるシナジー効果というんですか、波及効果というものを狙っていったらいいんじゃないかなということをおもっております。

そして、市長さんも、さっきから海津にはいろんなそういう観光資源もあるよということをおっしゃってくださいます。アクアパークのところではそれほど、これからですけど、大江緑道なんかも、それは国の工事でございますのでいつということとはわからないんですけれ

ども、サイクリングロードであるとか、また舟の周遊であるとか、そういうこともできることになってくると思いますので、またそういう温泉周辺におけます多種多様な構想とか、今後考えられると思いますので、またの機会に一般質問をさせていただこうと思いますけれども、行政でもそういう未来に向けての具体的な取り組みとか、構想とか、また次回お示しいただければ幸いかなと思います。

本日はこのような機会をいただきまして、本当にありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで伊藤久恵君の一般質問を終わります。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、8番 飯田洋君の質問を許可します。

飯田洋君。

〔8番 飯田洋君 質問席へ〕

○8番（飯田 洋君） 通告によりまして、私は相続未登記農地の貸し借りについて市長にお尋ねをいたします。

現在、市民課の窓口には相続登記に関するパンフレットが備えてあります。「相続登記はおすすめですか？ 未来につなぐ相続登記」と題し、法定相続情報証明制度の利用のお知らせで、岐阜地方法務局からのものがございます。

この制度は、平成29年5月から開始された制度で、相続手続をスムーズに進めることができる制度でございます。

前年の一般質問でも相続登記についてありました。重複する部分もあると思いますが、私は今回、特に農地についてお尋ねをいたします。

以前から耕作放棄地とともに所有者不明農地、相続未登記農地の増加が問題になっていきます。相続が発生した場合、手続をして、適正に、そして合法的に利用を進めていかなければなりません。

市内では、農家・農地利用者の中には、相続発生後も相続未登記のまま、納税管理人のまままで耕作をしておられる方がいると思います。中には、長期にわたる、相続が重なる数次相続の状態の方もおられると思います。

今日、市内の農業形態は、法人化が進み、農地の集団化、大規模圃場での効率的な営農が進んでいます。そのもとは、農地の農地中間管理機構との貸し借りが相続未登記の農地であっても、共有者の過半の同意が得られれば可能になったことにあると思います。

しかし、市内の法人、農家の中には、相続未登記の農地であるため、合法的に農地が農地中間管理機構との貸し借りができないため、十分な集団化、良好な区画化ができない箇所があるのではないかと思います。さらに、農地中間管理機構との貸し借りができた後に相続が

発生し、その後の手続が進まない相続未登記の農地と、この2通りがあると思います。

このような背景、問題も含め、解消のため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が平成30年11月16日に施行されました。

この農業経営基盤強化促進法等の改正の概要、大きく捉える内容として、未登記農地とは、農地の登記名義人が死亡しており、相続人が多数に及ぶ農地、相続登記していないが、事実上管理している者がいる農地、数人による共有名義になっている農地等ではありますが、新しい制度の概要では、これらの農地が事実上の農地の管理者（固定資産税を負担している者等）が農地を貸したいときに、農業委員会による探索、公示などの手続を経ることで不明な共有者の同意を得たとみなす農業利用集積計画の同意手続の特例により、農地中間管理機構に20年以内を上限に貸し付けができるようになったと。所有者が誰もわからない場合、相続放棄等には、農地法の遊休農地の裁定制度で、同様に20年以内を上限に貸し付けができるようになったことでもあります。

市内の農家や農事組合法人の中には、未登記農地の関係で困っている方がおられると思いますが、今回の法改正の趣旨は、相続未登記農地の貸し借りを容易にするもので、農地の貸し借りでの集団化も、農地中間管理機構を介することで今日に至っていることを見ますと、未登記の原因は個人間の問題ではありますが、農業委員会が手続を踏むことで、その過程において解決の糸口、あるいは相続登記へとつながっていくのではないかと思います。

また、相続未登記が原因で未利用地であった農地が合法的に利用、さらに収益が適正に得られることになっていくこととなれば、これまた当事者間の未登記の解決につながっていくのではないかと思います。

よく言われる争い、争続の解消につながっていくのではないかと思います。農地の適切な合法的な利用、拡大の面においても、積極的な市、農業委員会の取り組みを期待したいと思います。できれば、相続未登記農地をなくし、貸し借りが進めばと思います。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

1つ目、平成29年11月の農林水産省経営局の資料によりますと、相続未登記農地及びそのおそれのある農地は、全農地447万ヘクタールの20.8%、93万4,000ヘクタールとあります。海津市の実態はどのような状況ですか、資料がありましたらお願いをいたします。

2つ目、本市では、法人化、圃場の集団化、農地中間管理機構への貸し付けが進んでいます。農地中間管理機構への貸し付け面積、そのうち登記済み、相続未登記別の面積。

3つ目、前述のとおり、法改正を機会に、相続未登記農地が農業が基幹産業である本市において、法人化、圃場の集団化、農地中間管理機構への貸し付けに支障が出てこないよう、市、農業委員会の積極的な手続、関与をお願いしたい。集団化された圃場の維持のためにも、これからの市、農業委員会の対応はどのようになりますか。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の相続未登記農地の貸し借りについての御質問にお答えします。

1点目の相続未登記農地及びそのおそれのある農地における海津市の実態はどのような状況かにつきましては、平成28年度に農林水産省が実施した相続未登記農地等の実態調査で報告した数値であります。相続未登記農地が2,757筆で面積は253ヘクタール、また所有者が市外在住者で相続未登記農地のおそれがある農地が1万3,195筆で596ヘクタールであり、合わせますと最大値としまして合計849ヘクタールで、平成28年度耕地面積3,720ヘクタールの22.8%となります。

2点目の農地中間管理機構への貸し付け面積、そのうち登記済み、相続未登記別面積につきましては、本市の土地利用型農業では、現在、農業法人31、集落営農組織1、個人9、合計41の担い手による大規模な営農が行われており、集落営農の法人化を契機として、新たな農地中間管理事業を活用した農地集約に積極的に取り組んできました。

農地中間管理事業の活用実績は、平成26年度の事業開始から平成30年12月までに2,075ヘクタールと、平成30年度の全体耕地面積3,710ヘクタールの約56%となっており、県全体の約31%を本市が占めております。

また、担い手への農地集積率につきましては、平成29年度末で70.5%であり、県平均の34.6%を大きく上回っております。

登記済み面積及び相続未登記面積につきましては、農地中間管理事業の事務上、農地中間管理機構への貸し付け前に貸し付け希望農用地の事前調査を実施しており、相続未登記農地につきましては、まず相続登記を行うよう指導し、諸事情により相続登記が困難な場合は、法定相続人全員の同意書の提出が必要となります。なお、本市の相続未登記農地は、貸し付け時点で実績はございませんので、登記済み面積は、先ほど申し上げた2,075ヘクタールであります。

3点目の法改正を機会に相続未登記農地のこれからの市、農業委員会の対応はどのようになりますかにつきましては、まず農業委員会では、所有者が亡くなられた農地が適正かつ効率的に利用されるよう、農地法第3条の3に基づき、相続等により農地の権利を取得された方に対して、おおむね10カ月以内に相続に関する届出書の提出を求め、あわせて相続登記のお願いをしています。

しかし、登記自体は義務ではないことから、諸事情により相続登記が速やかにされず、届

け出の全てが登記に至っていない現状でありますので、登記の重要性や相続登記をスムーズに進めることができる法定相続情報証明制度の活用をさらに周知していくことが必要であると考えています。

次に、農地中間管理機構への貸し付けに際しては、賃貸借の存続期間中に貸し手の方が喪失された場合には、相続等により農地の権利を取得された方には所有者変更届の提出を求めており、この場合においての賃貸借の利用関係に伴う権利義務がその相続人に承継され、従前と同様の利用関係が継続いたします。

しかし、農地中間管理機構との賃貸借が満了した場合には、再度貸し付けるための更新の手続が必要となり、その際に所有者不明の相続未登記農地が存在する可能性もあり、農地の集積・集約化に支障を来すおそれが想定されます。

議員仰せのとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、農業委員会の探索、公示手続などの簡易な手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度が創設され、共有者の一部が不明な農地を農地中間管理機構に貸し付けることが可能になること、利用権の存続期間が最長20年間に延長されたことから、この制度のメリットを活用し、担い手への農地の利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、飯田洋議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問はございますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 今回、私が質問した本旨は、最近の情報の中から相続未登記の問題、登記の義務化の法整備の動きがある中で、国のアンケート調査の結果であろうと思っておりますけれども、全農地の相続未登記、またおそれのある農地が全体の20.8%もある、こういう結果から、毎日相続は発生しております。本市の地域内の農地、今、岐阜県下全体ですと集積率は30%を超える。その中で海津市の場合は、70%を超えるような状況です。せっかくの農地の集積・集約化、中間管理機構との貸し借りがこういった登記の手続の不備から、一部が欠けたり、あるいはこの集団の土地が一部虫食い状態になるのではないかなあと。この先どうなっていくんだろうなあと、そういう心配からこういった質問をさせていただいたんですけども、今、答弁の中で、これまでの相続が発生して貸し借りをする場合ですと、海津市の場合ですと、基本的には中間管理機構へ貸す場合、おおむね10年間を基本、そうしますと貸し借りの更新の場合には、土地の権利者の全員の署名が今まで必要であったということから、今回はこういった手続が簡素化されたということですがけれども、これまでも農業委員会の方にお世話になって手続のフォローをしていただいておりますんですけども、改正前では

こういった手続が非常に滞ったと思いますけれども、相続人全員の署名押印が必要であったため、こういった貸し手側の手続が滞ったと、あるいは滞っておるという事例があるのか、ありましたら、ちょっと事例を示していただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 産業経済部農林振興課長 河合敏明君。

○産業経済部農林振興課長（河合敏明君） 先ほど市長の説明にございました担い手集積の中の一つが農地中間管理機構でございますが、農地中間管理機構に貸し付ける際に、海津市におきましては登記をお願いしておりますので、貸し付け時点での未登記農地というものはございません。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 再質問ございますか。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） 今度法改正でちょっと確認でございますけれども、この貸し付けを20年の契約をした場合、例えばおじいさんが亡くなられて、その数年後にすぐ親が亡くなられたという状態の場合、当初の手続を踏まなくても、先ほどの答弁の中で相続に関する事項の申告書の提出等の手続があれば、前回と同じような複雑な手続をしなくても、この書類を出すだけで貸し借りが継続していくと。それ以後は、そのままの繰り返しでいいのかなという、そういう解釈でいいのかということを確認したいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 農林振興課長 河合敏明君。

○産業経済部農林振興課長（河合敏明君） 先ほどは貸し付け時点では元気であった方が貸し付け後に亡くなられた、そういった事案の御質問だと思っておりますが、所有者の変更届という手続をしていただきますと、現在、海津市では10年間、中間管理機構に預け入れをしておりますが、その間は相続人がその権利を継承するということで、直ちに集積に困るという状況ではございませんが、10年を経て新たな更新をするときに、今もって未相続農地であれば、また引き続き支障が出てくるということでございます。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） それから、こういった法改正、市内農地の集団化が進んでおりますけれども、これからの市農業委員会の対応についてお答えをいただきました。これに関連して、新年度から組織設置条例の改正から、これまで農業委員会事務局専任職員4人から、今の計画では農林振興課内での兼務5人体制となりますが、具体的には人員的には変わりはないようでございますけれども、今後、これまで以上に農業委員会の農業委員さんの活動、また中間管理機構との委託事務が増加するのではないかなあ、そのように思いますけれども、新たなシステムの構築等の予定等がありますか。

また、今、インターネットで公表されております農地情報公開システム、これは具体的にはどのようなものか、お尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 農業委員会事務局長 石原敏彦君。

○農業委員会事務局長（石原敏彦君） ただいま飯田議員の御質問の、まずこれからの農業委員会の対応といったことですが、農業委員会は平成28年度に農業委員会等に関する法律の一部改正がございまして、農地利用の最適化というのが必須業務と位置づけられました。それに従いまして、具体的には担い手への農地利用の集積・集約化、あるいは遊休農地の発生防止解消といった形で、農業委員35名で取り組みを開始しております。

その中で、ただいま議員御質問の農業経営基盤強化促進法の一部改正によりまして、それまで過半の同意が必要であったというのが5年から10年に引き上げられたということで、これまでも過半数がわかる方につきましては、同意をとっていただくと20年で通常の方の相続と同じことで変えられるといった形に、仕組みは従来どおりでございますが、過半を満たす方がわからない場合、こういった場合に今回の制度を活用、あるいは全部の所有者、一人もわからない、担い手の方が借りる場合ですね、そういった方にこの制度を適用という形で、農業委員会としてもこれらの必須業務を進める上で、今回の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、お話があった場合には、この探索、公告、公示等を進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、ただいまのもう一点、農業委員の責務がいろいろふえてくるのではないかといたことでございますが、農業委員は、当市は42市町村の中で集積率70%を超え、また遊休農地率1%を下回る場合につきましては、法によりまして、この2つをクリアできなければ農地利用最適化推進委員というのを置かなければならない、設置するというのが義務化されておりますが、42市町村の中で当市だけが農業委員のみで、農地利用最適化推進委員を設置せず、兼務といった形でしていただいております。

農地利用最適化交付金等を活用いたしまして、昨年より農業委員、毎月農地パトロール等をして、こういった遊休農地の発生防止・解消、またこういった円滑化事業への集積の推進という形を毎月お願いしております。

そういった中で、議員からただいまお話がございましたとおり、組織再編に基づきまして、この4月1日より事務局を市長部局の農林振興課のほうへ入りまして、農地係という中で、この農業委員会事務局を兼務という形で実施する形になります。

農業委員の中の事務局でございますので、そういった指導、また情報提供等を農業委員とともにすることと、もう一点、こういった農地利用、農地中間管理機構へのこういった貸し付け等の業務、西美濃農業協同組合さんと農林振興課内でしておる業務につきましては、私どもの農地係と、そして現在の農林振興課内の農政係とタイアップして連携を図ることによ

って、さらに人も壁を通り越しまして作業ができますので、効率化が図れるスリム化という形に予定をしておるところでございます。

あと1点、議員の言われました、こういったシステムの構築、農地情報公開システムにつきましては、現在、既に当市は農地台帳より実施しております。その中で農業会議のほうからの、連携しておりますが、こういった情報をさらにレベルアップしまして、情報といった形のお話も平成30年度、平成31年度はできておりますが、これには費用の補助がないという形で、現在、当市については全ての公表という形の一部閲覧していただくこととなりますが、こういった所有者まではわかりませんが、どの地番がこういった農地であるといった情報は、県下と同様にして公表しておるところでございます。そういった洗い出しの課題を現在取り組んでおりますので、またこういった公開、情報システムの活用も視野に入れまして今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） これまでも農林振興課のほうではいろんな関係から農地台帳が整備されておるんですけども、今、いろんな答弁から登記、あるいは未登記農地の関係まできちんと把握をされたということは税務課の固定資産税台帳との突合、連携がなされておるのではないかなと。こういった事務というのは新しくということで、今心配する、農林振興課のほうの事務量がふえておるのではないかなあと。

今、システム上、農地台帳と税務課の固定資産税台帳との連携というのは、やっぱり今のシステムの中で電算のような形できちとなされておるのでしょうか、ちょっとお知らせをいただきたいんですが。

○議長（赤尾俊春君） 農業委員会事務局長 石原敏彦君。

○農業委員会事務局長（石原敏彦君） 議員御質問の税務課との固定資産税等の突合でございますが、これは平成28年の農業委員会法等に関する法律の改正に伴ってからだと思いますが、突合ということが義務づけられましたので、現在、税務課の固定資産税の台帳、それを農地台帳のほうに取り入れる、確認という形で、固定資産税のほうから情報をいただきまして、農地台帳システムのほうに相続登記を入れるといった確認を、毎年8月ごろでございますが、実施しております。

さらに、死亡届等の住基関係につきましても、これはその都度、農地台帳のほうに登記しております。

したがいまして、先ほど言いました、市内での相続、死亡された方の農地台帳には掲載しておりますので、そこと登記簿とがずれたら、その方は相続未登記であるという、市内の方についてはわかるといった形の確認となっております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） しかし、遊休農地の取り組みについてちょっと触れさせていただきたいと思いますが、法改正で農業委員さんのお仕事というのは非常にふえたといえますか、一生懸命やっておっていただくんですけれども、今、年間計画では8月から11月にかけて農業委員さんの勢力的な調査、農地利用状況調査、場合によっては私有地に立ち入りをして遊休化判断農地、利用意向の確認、あるいは貸し付け検討等の指導と、そういったことが農業委員さんにお世話になっておるところでございますけれども、今、市内で遊休農地の解消目標ということで数値が公表されておりますけれども、先ほどの市長さんの答弁とちょっと数値が変わる、違っておるかもしれませんけれども、公表されておる数値、遊休農地の解消目標として、平成29年度4月の現状、管内の農地3,720ヘクタールのうち、遊休農地面積は26.1ヘクタール、遊休農地の割合が0.70%、これが平成35年の4月目標としては、同じ管内農地3,720ヘクタールのうち、集積面積として20.0ヘクタール、これを最終的には集積率が0.53%ということで、遊休農地を解消していく。この法改正で農地の貸し借り、あるいは農地中間管理機構への集積という形で、これまで遊休農地が管内でふえていく、そういうような状況から、今の遊休農地の解消目標として0.7%から0.53%に持っていく、こういう新しい法改正のもとで集積が簡単といいますか、容易になったというようなことで、これまでの遊休農地がふえるということから、こういった減らすということで目標を掲げておられますんですけれども、平成29年4月の現状から、まだ1年でございますけれども、実際にはこういう農地法等の改正、農業委員さんの努力から、現実にまだこの数値の平成29年4月から1年しかたっておりませんけれども、現実にこの遊休農地の解消目標に向かって遊休農地が減っておるのか、数値がございましたら教えていただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 農業委員会事務局長 石原敏彦君。

○農業委員会事務局長（石原敏彦君） ただいま飯田議員の御質問の遊休の率でございますが、議員の言われました平成29年4月というのは26.1ヘクタールとなっておりますが、統計で議会で御報告させていただきますところについてお答えさせていただきます。

平成29年度につきましては、遊休の率は市内で27.3ヘクタールで公表しております。それで、平成30年度の去年1年間、間もなく今月で終わりますけれども、統計でいいますと25.4ヘクタール、合わせまして数字上では1.9ヘクタールの解消といった形になっております。この内訳といたしましては、当然、遊休農地を解消したもの、また新たに発生したもの、そして農地転用で解消されたもの、あるいは解消といいますか転用されたもの、それと非農地判断を平成29年度から実施しておりますので、その分も含めまして総合的に結果的に1.9ヘクタールの減といった形になっております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（赤尾俊春君） 飯田洋君。

○8番（飯田 洋君） ありがとうございます。

農地利用の集積・集約化も同じように、先ほどの答弁で70.9%という状況でございますけれども、これも平成35年4月の目標になりますと、集積面積は3,348ヘクタール、集積率90%という目標でございますけれども、先ほどから言っておりますように、非常にこういった、特に農地の相続未登記農地を解消するために新しく法改正で貸し借りが容易といいますか、農業委員会、あるいは市のフォローから継続してできるようになったと、こういった意味で、我が海津市は農業が基幹産業でございます。こういったことで目標に向かって、90%の集積率で、ますます海津市の農業の発展に尽くしていただきたいと思っております。これからもよろしく願いいたしたいと思っております。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、本日の予定された一般質問は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、あす19日予定された一般質問3名について午前9時に再開しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでした。

（午後3時25分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成31年3月29日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 里 雄 淳 意

署 名 議 員 二ノ宮 一 貴